

第2次東広島市環境基本計画 (素案)

令和3(2021)年7月

東広島市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
1 計画策定の背景	2
2 本市の環境行政のこれまでの取組み	3
3 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけ	4
1 計画の位置づけ	4
2 計画の期間	5
3 計画の範囲	5
第3節 計画の構成	6
第2章 環境の現状と計画策定の視点	7
第1節 環境問題に関わる近年の社会動向	8
第2節 本市の環境の現状	10
1 人の生活と関わりが深い自然	10
2 多様な生き物を育む自然	10
3 歴史的な町並み	10
4 水が生まれるまち	11
5 比較的きれいな空気と静かな環境	11
6 より一層の削減が求められるごみの排出量	11
7 産業部門で進む二酸化炭素排出量の削減	11
第3節 これまでの市の取組み	12
1 自然環境保全に関する取組み	12
2 快適な住環境の保全・形成に関する主な取組み	13
3 ごみの減量化や資源循環に関する主な取組み	14
4 地球環境保全に関する主な取組み	15
5 環境教育や環境情報の発信に関する主な取組み	17
第4節 環境に対する市民・事業者の意識	18
1 身の回りの環境に対する満足度	18
2 関心のある環境問題やキーワード	18
3 日常生活における環境配慮の取組み	19
4 環境施策の重要度	19
5 本市の環境に関する計画等の認知度	20
第5節 計画策定の視点	21
第3章 本市の望ましい環境像	23
第1節 東広島市環境基本計画の基本理念	24
第2節 望ましい環境像	27
第4章 望ましい環境像の実現に向けて	29
第1節 取組みの体系	30
第2節 望ましい環境像を実現するための取組み	32
1 「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」	32
取組みの柱1：豊かな自然環境の保全と活用	32
取組みの柱2：緑あふれる美しい町並みの創出	38
取組みの柱3：水・水辺環境の保全・向上	42
取組みの柱4：良好な大気環境等の保全	46
2 「身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち」	50
取組みの柱1：脱低炭素社会の形成（気候変動対策）	50
取組みの柱2：資源循環型社会の形成	58
取組みの柱3：広域的・国際的取組みの展開	62
3 「環境を守り・伝える心と活動を育むまち」	64

取組みの柱1：環境教育・環境学習の推進	64
取組みの柱2：環境情報の充実	66
取組みの柱3：市民・事業者等の環境保全活動の促進	68
第4節 環境区分別配慮指針	70
第5章 計画の推進	78
第1節 計画の推進体制	79
第2節 計画の進行管理	80

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

【国際的な動向】

平成 27（2015）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、新たな気候変動対策に関する法的文書として、全ての国が参加し、長期目標を位置付け、また、全ての国が温室効果ガス排出削減目標を 5 年ごとに提出・更新することを義務付けることが定められた「パリ協定」が採択されました。

そして、国連総会では、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成を踏まえ、令和 12（2030）年に向けたより包括的で新たな世界共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

【国の動向】

国は、環境政策の枠組みを構築するため、平成 5（1993）年 11 月に「環境基本法」を施行し、初めて国全体の環境保全に関する施策の基本的向を示す「第一次環境基本計画」を策定しました。

近年では、「パリ協定」を踏まえ、平成 28（2016）年 5 月に国全体（政府、地方公共団体、国民、事業者等）で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が策定されています。

また、地球温暖化対策の更なる推進として、令和 2（2020）10 月、首相は所信表明演説において「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

【県の動向】

広島県では、平成 7（1995）年 3 月に「広島県環境基本条例」を制定し、平成 9（1997）年 3 月に「第 1 次広島県環境基本計画」が策定されました。以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、現在は、令和 3（2021）年 3 月に策定した第 5 次広島県環境基本計画により、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組みを進めています。

このように、環境を取り巻く情勢は、かつての「一部地域における公害問題」から、気候変動への適応や持続可能な開発目標（SDGs）への取組み、カーボンニュートラルの実現に向けた対応の他、近年関心が高まっているプラスチックごみによる海洋汚染への対策等、「地球規模での問題」へと大きく様相を変え、世界や国内で目まぐるしく変化しています。

このような状況の中、市町村においては、今、「地域に最も近い基礎自治体だからこそできる役割、環境行政のあり方」が問われています。

2 本市の環境行政のこれまでの取組み

本市では、平成 22（2010）年 3 月に、「東広島市環境の美化及び保護に関する条例」に代わり「東広島市環境基本条例」を制定し、本市の環境を総合的に保全・活用し、次世代に引き継いでいくためより実効性の高い環境施策を展開していくこととしています。

東広島市環境基本条例第 9 条に基づき、平成 24（2012）年 3 月に東広島市環境基本計画（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全に関する取組みを推進してきました。また、平成 27（2015）年 3 月には東広島市環境先進都市ビジョンを策定し、次世代型環境都市の構築に向けた取組みを実施してきました。

令和 2（2020）年 3 月には第五次東広島市総合計画を策定し、「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を将来都市像として、これまでの本市の発展を基盤とする「新たな価値」の創出に向け、持続可能な社会の実現のためのまちづくりを推進しています。

こうした状況の中、令和 2（2020）年 7 月 17 日、本市は SDGs 未来都市に選定されました。「誰ひとり取り残さない」、「世界基準」という SDGs の基本理念を前提に、17 の目標（ゴール）を常に意識して、市民、事業者、大学や研究機関、行政が一体となり、様々な先端技術を活用し、あらゆる段階での資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図ることによって、持続可能な社会を実現する必要があります。

このように、第 1 次計画策定後の 10 年間で、環境をめぐる社会情勢は急速に変化しています。

また、黒瀬川等における水質の改善や多面的な環境機能を有する森林や農地の荒廃、特定外来生物の増加、ごみの排出量のより一層の削減など、依然として解決すべき環境上の課題も残されています。

3 計画策定の目的

こうした中、第 1 次計画の計画期間は令和 3（2021）年度までとなっており、本市においても、新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。

第 2 次東広島市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、本市が抱える環境上の課題を解決し、すばらしい環境を守り、育み、後世に継承していくため、現在の環境をめぐる社会情勢の課題を踏まえながら、より発展した取組みを市・市民・事業者の協働のもと、総合的・計画的・長期的に推進することを目的として、環境基本条例第 9 条に基づき策定した計画です。

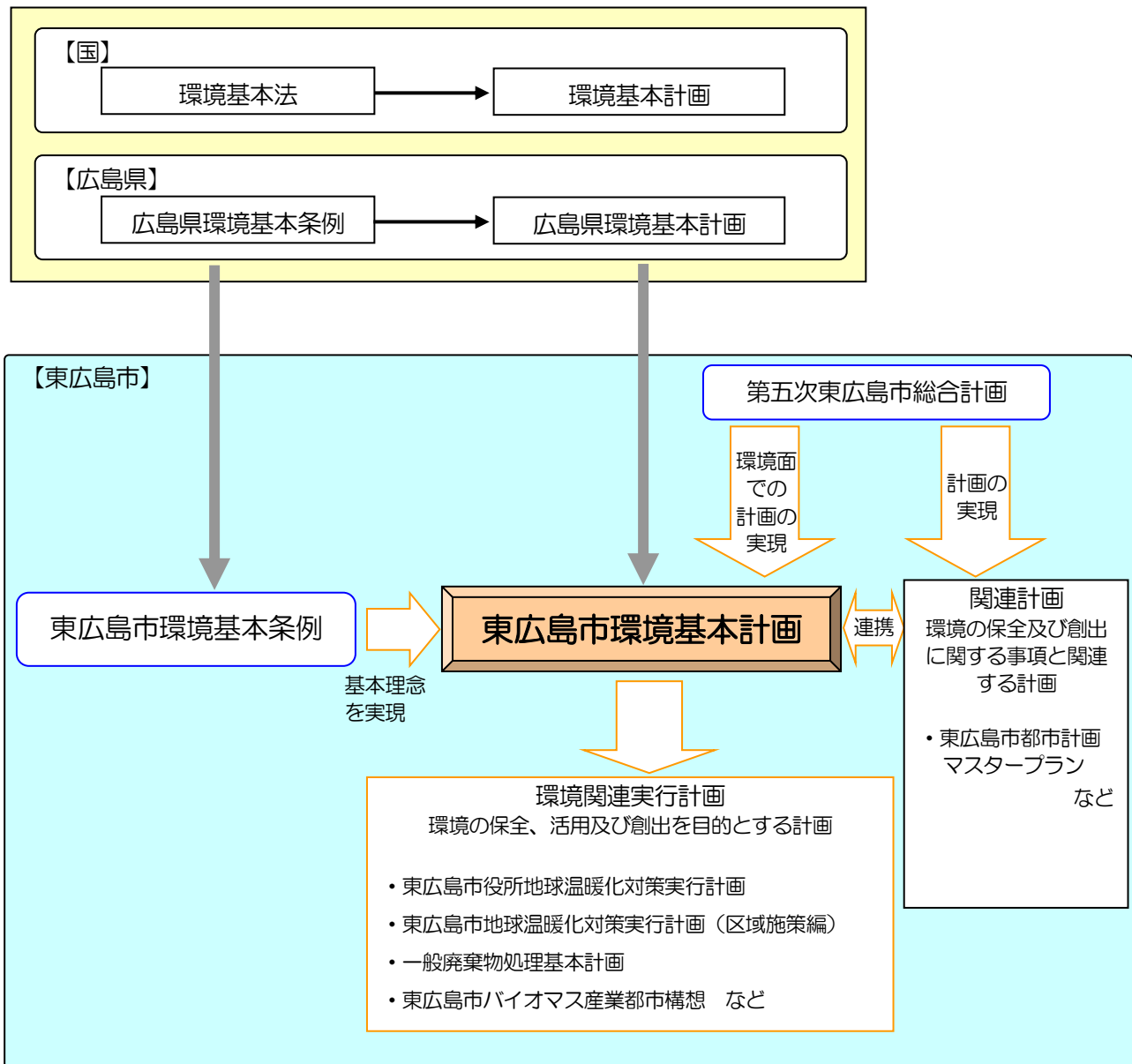
第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、本市の環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東広島市環境基本条例」（平成22（2010）年3月）に基づき策定されるものです。

すなわち、本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第五次東広島市総合計画（令和2（2020）年度）」を環境面から具体化するための環境施策全般の方向性を示す「環境分野のマスタープラン」にあたります。

また、本市が実施する環境関連施策・事業の上位計画となるとともに、全ての施策・事業実施の際に、「環境の保全・活用・創出」を念頭においた取組みを率先実行するための「指針」としての役割を担う計画です。



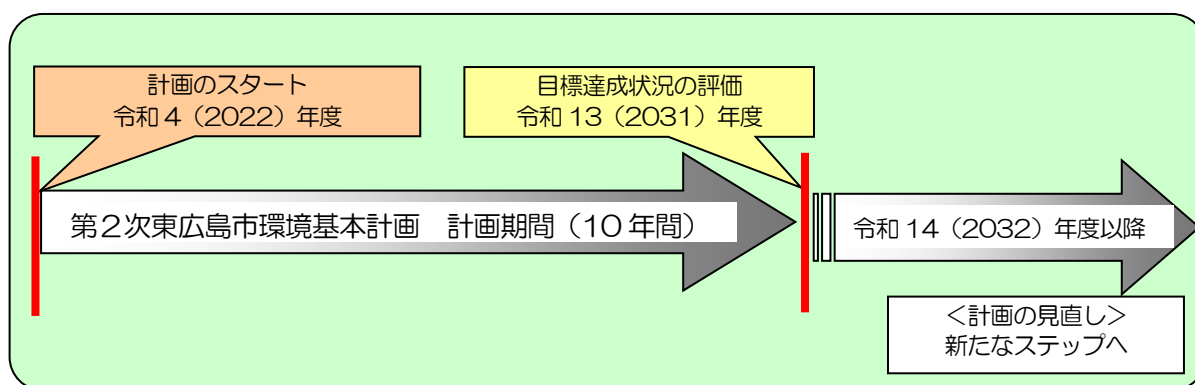
2 計画の期間

本計画は、長期的な取組みを実践するための指針として位置づけられるものであり、目指すべき本市の環境の将来像（概ね20～30年後の実現を目指す望ましい環境像）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たす役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの取組みを進めることとしています。

一方、その計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に留意しながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進行管理が可能となる目標年度、期間を設定することが求められます。

そこで、本計画の期間は、令和13（2031）年度を目標年度とし、令和4（2022）年度から10年間とします。

そのため、本計画の計画期間が終了しても、計画そのものが終了するのではなく、その時点での環境をめぐる社会情勢の変化や本計画の進捗状況・成果を踏まえ、計画の見直しを行い、望ましい環境像の実現に向けた、新たなステップに移行することとします。



3 計画の範囲

本計画は、東広島市全域を対象とします。

また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組みを重視し、「自然・生物（森林、農地、動植物等）」、「都市環境（緑、景観、歴史文化等）」、「生活環境（大気、水質、騒音・振動等）」、「廃棄物」、「地球環境（地球温暖化等）」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり・地域づくり（環境教育、地域活動、環境情報等）」とします。

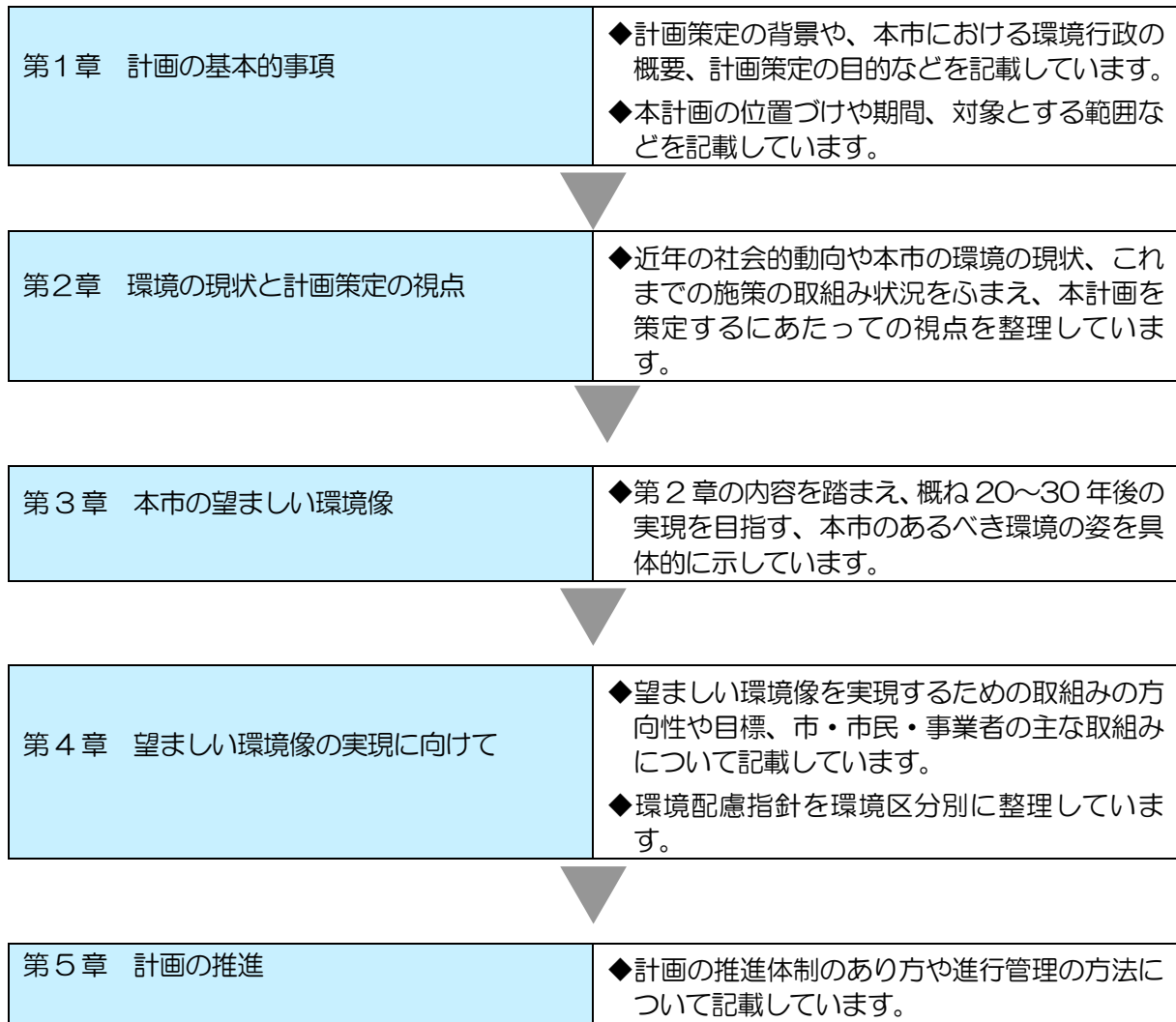


第3節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

まず本章にて計画策定の背景や計画の目的等の基本的事項を示した上で、次章で環境の現状と本計画を策定するにあたっての視点を整理します。

そして、第3章では、本計画の展開により実現を目指す「望ましい環境像」として、概ね20～30年後の本市の姿を提示し、第4章では、「望ましい環境像」を実現するための市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性などを記載しました。最終章の第5章では、実効性をもって本計画を推進していくための推進体制や進行管理の方法を記載しています。



第2章 環境の現状と計画策定の視点

第1節 環境問題に関わる近年の社会動向

本節では、第1次計画策定後から今日までの環境問題に関わる社会動向を整理しました。

■持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組み

平成27（2015）年の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されました。

SDGs17のゴールのうち、「ゴール6（水）、ゴール12（持続可能な生産・消費）、ゴール13（気候変動）、ゴール14（海洋）、ゴール15（生態系・森林）」は環境と特に関わりが大きく、SDGsはゴール間での関連を重視している特徴からも、その他のゴールにも環境との関わりが見られます。

SDGsの達成は、経済、社会、環境の三つの側面のバランスがとれ統合された形で達成されるべきという考え方が提唱されており、この考え方を取り入れて今後の本市の環境施策を推進していく必要があります。



SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略称で、持続可能な開発目標を指します。令和12(2030)年までに持続可能な社会をつくるために、私たちの世界が直面する喫緊の環境、政治、経済の課題に対して発展途上国と先進国がともに取り組む普遍的目標です。この持続可能な開発目標(SDGs)は17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ゴール1：貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
ゴール2：飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
ゴール3：健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
ゴール4：教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する。
ゴール5：ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う。
ゴール6：水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
ゴール7：エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
ゴール8：雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
ゴール9：インフラ	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る。
ゴール10：不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する。
ゴール11：安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。
ゴール12：持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する。
ゴール13：気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
ゴール14：海洋	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
ゴール15：生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。
ゴール16：法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る。
ゴール17：パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

■脱炭素社会の形成（気候変動対策）

令和元（2019）年 12 月に、環境大臣から地方自治体に対し、令和 32（2050）年二酸化炭素排出量の実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組むことを表明するよう依頼があり、既に数多くの地方自治体が表明しています。ゼロカーボン社会の実現に向け、本市としても体系や施策を検討する必要があります。

また、近年、豪雨や猛暑などの異常気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れ、今後、長期にわたり拡大するおそれがあることから、「気候変動適応法」が成立し、平成 30（2018）年 12 月に施行されました。本市でも、平成 30（2018）年 7 月の西日本豪雨災害により、生活、社会、経済に多大な被害を受けました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、気候変動影響及び気候変動適応に関する継続的な情報の収集が求められます。

■海洋プラスチックごみ問題

海洋に流出する廃プラスチック類（以下、「海洋プラスチックごみ」という。）による海洋汚染は地球規模で広がっており、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしています。

近年は、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響も懸念されています。

国際的な取組みとして、令和元（2019）年 6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに追加的な海洋プラスチックごみによる汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されるなど、世界的に関心が高まっており、これまでの回収や清掃等の取組みに加えて、流出防止対策に取り組んでいく必要があります。

■AI/IoT 等のデジタル技術の発達

近年、ICT（Information and Communications Technology：情報通信技術）はより進化しています。インターネット利用の増大と IoT（Internet of Things：モノのインターネット）の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータ（ビッグデータ）の生成、収集、蓄積が進みつつあります。

それらデータの AI（Artificial Intelligence：人工知能）による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、現実世界において新たな価値創造につなげることができるようになりました。

本市でも、第五次東広島市総合計画（令和 2（2020）年度）において、AI やビッグデータなど、最先端技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」を目指す取組みが積極的に展開されています。

■新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年 12 月に確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させました。

また、新しい生活様式としてテレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に進み、今までの働き方や学び方が変容する大きなきっかけとなりました。

第2節 本市の環境の現状

本節では、これまでに蓄積されてきた環境関連調査結果や統計資料等から、本市の環境の現状を整理・紹介します。

1 人の生活と関わりが深い自然

本市は、中国山地に連なる山々から瀬戸内海まで多様な自然環境を有しています。土地利用の面からみると、森林、原野、農地、水面・河川・水路を含む自然的な利用が全体の約 77%を占めており、里地里山や田園など、林業や農業の場として、人の生活と関わりが深い環境が主体となっています。特に、農村地域に多くみられる「居蔵造りと赤瓦」の田園集落の景観は、その代表として、本市の自然環境の特徴を物語る景観と言えます。

その一方で、森林所有者や農家の高齢化、後継者不足などから、管理不足による森林の荒廃や耕作放棄地の増加などによる自然環境の悪化が懸念されています。

三津湾は、海面漁業の場として、また、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、海の恵みを与えてくれる「里海」として、人の生活と深く関わりをもってきました。

その一方で、近年では、地球温暖化に伴う海水温の上昇がみられ、漁獲量の減少など里海を取り巻く環境の変化が懸念されています。

2 多様な生き物を育む自然

広島県内最大の水田地帯を形成している本市の農地は、里地里山の身近な生物等の良好な生息環境を提供しています。

黒瀬川、沼田川や棕梨川等の河川及び数多くのため池は、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ、多様な生物の生息・生育場所としての役割を果たしています。

特に、市内に 4,000 箇所以上あるため池は、貴重な水草や湿性植物、両生類や昆虫類など水辺の生き物の宝庫となっています。

広島県の「レッドデータブックひろしま 2011」等に掲載されている本市に生息・生育記録のある動物はツキノワグマやツクシガモなど 196 種、植物はサイジョウコウホネなど 89 種あります。しかし、近年では、オオクチバス（ブラックバス）やヌートリアなどの特定外来生物も多くみられるようになり、生態系への影響や農作物への被害拡大などが懸念されています。

3 歴史的な町並み

高屋地区の白市には、江戸時代初期（寛文 5 年（1665 年））に建てられた旧木原家住宅（国の重要文化財）をはじめ、明治・大正期に建てられた町家や寺社など、当時の面影を今に伝える歴史的な町並みの景観が残されています。

西条地区は、灘、伏見と並び称される全国でも名高い酒造の町です。JR 西条駅前の「西条酒蔵通り」には、煉瓦造りの煙突やなまこ壁、白壁の酒蔵、赤瓦の屋根、黒塗りの格子など、情緒豊かな町並みの景観が残されており、これらは、平成 20 年（2008 年）「西条の日本酒醸造関連遺産」として経済産業省の「近代化産業遺産」に認定され、平成 29 年（2017 年）には、国際記念物遺跡会議（イコモス）の国内委員会により、西条の酒造施設群が日本の 20 世紀遺産 20 選の一つに選ばれています。

なお、酒蔵通りについては、歴史的、情緒的な町並みと調和しない色彩や規模の建築物等が立地することにより、良好な景観が形成されなくなることが懸念されています。

4 水が生まれるまち

本市は、複数の市町を流れる 6 系統の水系（太田川水系、江の川水系、瀬野川水系、黒瀬川水系、賀茂川水系、沼田川水系）と、独立した水系である安芸津町（高野川水系、三津大川水系、木谷郷川水系、蛇道川水系）から成り立っています。

本市を流れる河川は、これらの水系の源流域にあたり、本市は「水が生まれるまち」と言うことができます。

黒瀬川水系では、市街地を中心に環境基準を満たしていない観測点もありますが、その他の水系では、概ね環境基準を満たし、比較的良好な水環境が保全されています。

5 比較的きれいな空気と静かな環境

本市の大気環境は、環境基準項目のうち、光化学オキシダントを除く全ての項目において概ね環境基準を達成しており、良好な環境を維持しています。

光化学オキシダントは、基準値を超過する年度が続いていますが、発生源の問題など本市だけで解決できる課題ではなく、近隣自治体とも連携した広域的な対応が必要となっています。

騒音に関する環境基準の達成率をみると、令和 2 年度（2020 年度）は環境騒音が 98%、自動車騒音が 98%であり、概ね良好な環境が保たれています。

6 より一層の削減が求められるごみの排出量

平成 21（2009）年度から令和元年度（2019 年度）までのごみの排出量の経年変化をみると、家庭系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは増加傾向にあります。

市民 1 人 1 日あたりのごみの排出量は、令和元年度（2019 年度）は 950 g となりましたが、同年度の全国平均（918 g）や広島県平均（899 g）と比較すると、ごみの排出量は依然として多く、より一層の削減が求められます（数値は一般廃棄物処理実態調査より）。

本市のリサイクル率は、平成 21 年度（2009 年度）以降 10%～15%の範囲で推移していますが、平成元年度（2019 年度）の全国平均 19.6%や広島県平均 18.7%と比べると低い状況にあり、より一層の資源化の取組みが求められます。

7 産業部門で進む二酸化炭素排出量の削減

平成 28 年度（2016 年度）において、本市全体の温室効果ガス排出量全体の約 80%はエネルギー起源の二酸化炭素です。二酸化炭素排出量が最も多いのは、産業部門で、市全体の 3 分の 1 以上を占めています。

省エネルギー技術の導入・開発に取り組み、温室効果ガス排出量の削減と産業の発展の両立を図ることが重要です。

本市では今後も人口増加が予測されており、家庭部門におけるエネルギー消費量の増加が見込まれます。中でも、家電製品の普及などにより、家庭のエネルギー消費量において電力が占める割合が大きいことを考慮し、節電等の省エネルギー行動の普及を図るとともに、省エネ家電の購入や住宅の省エネ化、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー導入を促進し、世帯あたりのエネルギー消費量削減に努めていくことが重要です。

第3節 これまでの市の取組み

本節では、第1次計画に基づき市がこれまで行ってきた取組みの現状を紹介し、数値目標値の達成状況について評価を行いました。

1 自然環境保全に関する取組み

■取組みの現状

【森林や農地の多様な多面的機能を保全する取組み】

森林は、水源かん養機能や山地災害防止機能、市民に憩いと学びの場を提供する保健文化機能、自然環境維持機能など多面的機能を有しています。本市では、森林整備計画等に基づき、森林の公益的機能に応じた事業の実施や、市民参加による森林整備の取組みを進めてきました。

本市の農地は、広島県最大の稲作地帯であるとともに、水源かん養機能や自然環境維持機能、良好な景観維持など、森林とともに多様な公益的機能を有しています。本市では、農業振興基本計画等に基づき、農業振興と併せて農地の有する水源かん養機能など多面的機能を活かすための取組みを進めてきました。

【市民が自然とふれあえる場を整える取組み】

市民が自然とふれあえる場として、憩いの森公園、二ツ山公園、わにぶちの滝公園、県央の森公園、やすらぎの園、深山峡公園、龍王島自然体験村、あきまろの里公園の自然公園を整備しています。

【生物多様性を保全する取組み】

森林、河川、農地、ため池、海などの本市の多様な自然環境は、生物の生息・生育の場としても重要な役割を果たしています。本市では、動物基礎調査や水生植物基礎調査によりその実態の把握に努めています。

また、環境に配慮した河川整備や水産資源の保全とともに、生物多様性の保全につながる取組みも進めています。

■取組みの評価（数値目標値の達成状況）

「耕作放棄地解消面積」、「エコファーマー認定件数」は、数値目標値を達成していませんでした。

「耕作放棄地解消面積」については、荒廃農地活用促進事業を推進してきましたが、荒廃農地を活用してまでの規模拡大に至らなかったため、プロセスの再検討が考えられます。

また、「エコファーマー認定件数」については、環境保全型農業直接支払制度の採択要件からエコファーマー認証が適用外となり、エコファーマーの認定や更新する必然性が薄れ認証件数が減少したと考えられます。エコファーマー制度の認定件数の増加には、この制度の価値の向上が求められます。

自然環境保全に関する数値目標値の達成状況

項目	計画当初	数値目標値	実績	達成状況
耕作放棄地解消面積	0ha (H20年度)	20ha (H25年度)	4.1ha (R1年度)	×
エコファーマー認定件数	5件 (H22年度)	15件 (R3年度)	2件 (R1年度)	×
自然公園の利用者数	99,376人 (H22年度)	110,000人 (R3年度)	111,030人 (R1年度)	○

2 快適な住環境の保全・形成に関する主な取組み

■取組みの現状

【公園整備や緑化に関する取組み】

東広島運動公園、龍王山総合公園などの都市公園や公共施設等の緑化を進めているほか、公園里親制度などを通じて、市民協働による公園緑地の維持管理にも取り組んでいます。

【水環境の保全に関する取組み】

水質汚濁を低減・防止するために、東広島市污水適正処理構想に基づき、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置支援等による生活排水の処理を行っています。

また、環境保全型農業直接支払交付金により、農業活動に起因する水質汚濁の防止にもつながる低農薬・低化学肥料による農業に対する支援などを実施しています。

■取組みの評価（数値目標値の達成状況）

「生活環境項目に係る環境基準のうち、一般項目の適合率」は数値目標値を達成していませんでした。

「一般項目の適合率」について、超過項目の大半が大腸菌群数です。しかし、この項目は、糞便性以外の細菌も含まれるため、環境基準を超過する機会が多い特徴があります。そこで、国は大腸菌群数に代わる環境基準項目を検討しているところです。

快適な住環境の保全・形成に関する数値目標値の達成状況

項目	計画当初	数値目標値	実績	達成状況
歩いて行ける範囲の都市公園等の市街地に対する整備率	66.4% (H20年度)	70% (R2年度)	70% (R1年度)	○
公園里親制度活用団体数	26団体 (H22年度)	60団体 (R2年度)	79団体 (R1年度)	○
生活環境項目に係る環境基準のうち、一般項目の適合率	80.1% (H22年度)	83% (R3年度)	77.8% (R1年度)	×
水洗化人口普及率	62.1% H22年度)	79% (R3年度)	85.4% (R1年度)	○
大気汚染に係る環境基準項目のうち、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率	100% (H22年度)	100% (現状維持) (R3年度)	100% (R1年度)	○
騒音に係る環境基準適合率	87.8% (H22年度)	90% (R3年度)	98.9% (R1年度)	○

3 ごみの減量化や資源循環に関する主な取組み

■取組みの現状

【ごみの排出抑制に関する取組み】

ごみ排出量の削減を図るための取組みとして、平成 13（2001）年度に事業系ごみの有料化、平成 19（2007）年度に家庭系ごみ指定袋制度を導入しました。

平成 18（2006）年度以降の年間ごみ処理経費が平成 17（2005）年度と比較して 10%以上超過していることから、東広島市ごみ減量化・リサイクル推進計画に基づき、平成 22（2010）年度に家庭ごみの有料化に向けた検討などを行いました。

そして、平成 29（2017）年 10 月 1 日から家庭ごみの有料化を開始しました。

【リサイクルの推進に関する取組み】

ごみの排出抑制や資源循環を促進する取組みとして「3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）」の啓発活動を行うとともに、生ごみ処理容器の購入補助を行っています。

【環境美化に関する取組み】

平成 7（1995）年に空き缶や吸い殻の散乱並びに犬のふんの放置を防止し、地域の環境美化や本市の良好な環境の保全に資することを目的とした「東広島市ポイ捨て等防止に関する条例」を定め、条例に基づく環境美化強化地域において清掃を行っています。

また、6月の環境月間では、第2日曜日を環境美化の日と定め、「きれいなまちづくりキャンペーン」を実施しています。

■取組みの評価（数値目標値の達成状況）

「市民一人1日当たりのごみ排出量」、「きれいなまちづくりキャンペーンの参加者人数」のどちらも数値目標値を達成していませんでした。

「市民一人1日当たりのごみ排出量」については、横ばい状態が続いており、引続きごみの減量化の取組みが必要です。

「きれいなまちづくりキャンペーンの参加者人数」については、毎年 12,000 人～13,000 人の方々が参加しており、地域の美化活動に寄与できていますが、計画当初よりも参加人数が減少しており、市民の方々へのイベントの普及・啓発が課題です。

ごみの減量化や資源循環に関する数値目標値の達成状況

項目	計画当初	数値目標値 (R3 年度)	実績	達成状況
市民1人1日当たりのごみ排出量	969g (H22 年度)	850g	950g (R1 年度)	×
きれいなまちづくりキャンペーンの参加者人数	15,051人 (H21 年度)	16,700人	12,127人 (R1 年度)	×

4 地球環境保全に関する主な取組み

■取組みの現状

【地球温暖化防止に関する総合的な取組み】

全市域を対象とした各主体参加型の地球温暖化対策地域協議会の立ち上げに取り組み、平成 22 (2010) 年 7 月 16 日に「エコネットひがしひろしま」が設立されました。

「東広島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成 30 (2018) 年度）や「東広島市役所地球温暖化対策実行計画」（令和元 (2019) 年度）を策定し、温室効果ガスの排出抑制を推進しています。

【新エネルギー導入や省エネルギー推進の取組み】

「東広島市環境先進都市ビジョン」（平成 27 (2015) 年）や「東広島市環境先進都市ビジョン行動計画」（平成 28 (2016) 年）、「東広島市バイオマスタウン構想」（平成 29 (2017) 年度）を策定し、多様な新エネルギーの導入の推進を検討しています。

福富支所や三ツ城小学校等に太陽光発電システムや太陽熱利用設備を設置しており、平成 29 (2017) 年度には龍王小学校に太陽光発電システムを設置しました。

また、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金制度を創設し、家庭における太陽光発電システムの設置支援を行っています。

総合福祉センターや勤労福祉センター等に高効率ヒートポンプ方式の空調機器を設置するなど、公共施設の省エネ化を推進するとともに、ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけなど、省エネルギーの推進に向けた取組みを展開しています。

【産業面からの地球温暖化防止の取組み】

販路拡大の支援を目的とした「東広島発！ものづくり逸品」や東広島ブランド「ゆめまる」といった認定制度の活用促進により、低炭素社会形成に寄与する製品づくりや地産池消によるフードマイレージの低減など、地球温暖化防止にもつながる取組みを支援しています。

■取組みの評価（数値目標値の達成状況）

「民生家庭部門の二酸化炭素排出量」、「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数は数値目標値を達成していませんでした。

「民生家庭部門の二酸化炭素排出量」については、新エネルギーの導入等により、計画当初と比べると減少しました。なお、この中には再生可能エネルギーの普及による排出原単位の減少と、省エネルギーによるエネルギー消費量の減少の両方の要素が含まれているため、本計画では、エネルギー消費量の視点も追加して、取組みを評価していく必要があります。

また、「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数は、当該事業が令和元（2019）年度をもって廃止されるため、環境関連ビジネスの支援内容の見直しが必要です。

地球環境保全に関する数値目標値の達成状況

項目	計画当初	数値目標値	実績	達成状況
民生家庭部門の二酸化炭素排出量	46.4 万 t-CO ₂ * (H22 年度)	37.1 万 t-CO ₂ (20%以上削減) (R3 年度)	38.7 万 t-CO ₂ (H28 年度)	×
廃棄物系バイオマスの利用率	75% (H22 年度)	92% (R3 年度)	100% (R1 年度)	○
新エネルギー等の導入目標	太陽光発電 (期待可採量) 2.12×10 ⁸ kWh (H22 年度)	期待可採量の 20%以上 (R3 年度)	2.65×10 ⁸ kWh (〇〇年度)	○
	中小水力発電 (期待可採量) 3.59×10 ⁵ kWh (H22 年度)	期待可採量の 20%以上 (R3 年度)	1.95×10 ⁶ kWh (〇〇年度)	○
公共施設からの二酸化炭素排出量	27,466 t (H25 年度)	エネルギー別に年 1%以上削減	24,812 t (R1 年度)	○
「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数	4 件 (H22 年度)	10 件 (R3 年度)	8 件 (R1 年度)	×

※国試算のデータ及び区域施策編の数値を基に算出

5 環境教育や環境情報の発信に関する主な取組み

■取組みの現状

【環境教育・環境学習に関する取組み】

「東広島市生涯大学システム」や「東広島市生涯学習まちづくり出前講座」、「マイタウンティーチャーの派遣」等を活用し、学校教育の場や市民等に対する環境教育・環境学習を推進してきました。

また、「ひがしひろしま生涯学習ボランティア人材バンク」を設置し、環境等に関する指導者の登録・育成にも努めています。

【環境情報の発信に関する取組み】

「市民活動情報サイト内の環境 eco のページ」や「広報東広島」、「東広島市の環境（環境白書）」等を通じて、様々な環境情報の発信を行っています。

■取組みの評価（数値目標値の達成状況）

「環境に関する講師を招いて実施した環境学習の授業時間数」、「市民活動情報サイト（環境 eco）の登録団体数」は数値目標値を達成していませんでした。

「環境に関する講師を招いて実施した環境学習の授業時間数」については、本市の小・中学校の実施状況を見ると、地域の環境について調査する学習を行っているため、「環境に関する講師」ではなく、地域の方を招聘した学習を行う学校が多くなっています。そのため、本計画では指標の見直しが必要です。

また、「市民活動情報サイト（環境eco）の登録団体数」については、個別のホームページや、SNSの普及により、Facebook等で情報発信する団体が多く、当サイトが広く浸透しませんでした。時代に合った情報発信の方法が求められます。

環境教育や環境情報の発信に関する数値目標値の達成状況

項目	計画当初 (H22年度)	数値目標値 (R3年度)	実績	達成状況
環境に関する講師を招いて実施した環境学習の授業時間数	183時間	246時間	144時間 (R1年度)	×
環境に関する出前講座の実施回数	30回	50回	64回 (R1年度)	○
市民活動情報サイト（環境eco）の登録団体数	22団体	47団体	27団体 (R2年度)	×

第4節 環境に対する市民・事業者の意識

本計画の策定にあたって、市民・事業者に対するアンケート調査を実施しました。市民の多くが、本市の環境を特徴づける空気のきれいさや豊かな自然などを、大切な環境として認識していることがわかりました。

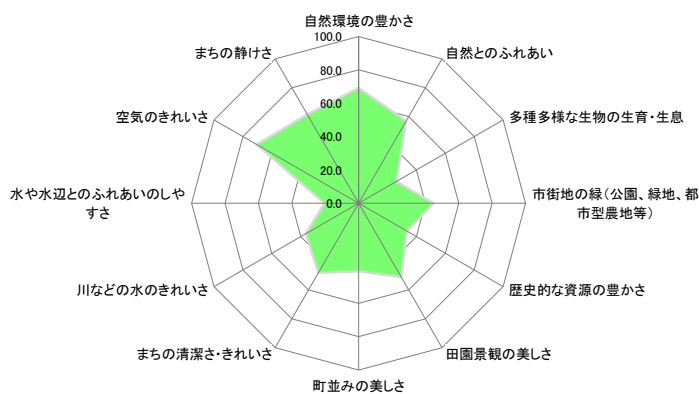
身の回りの環境の満足度

1 身の回りの環境に対する満足度

市民アンケート調査によると、満足度（「満足」、「ほぼ満足」の合計）が最も高かったのは「空気のきれいさ」で、約71%でした。

次いで、「自然環境の豊かさ」（約69%）や「まちの静けさ」（約62%）、「自然とのふれあい」（約57%）等の満足度が比較的高くなっています。

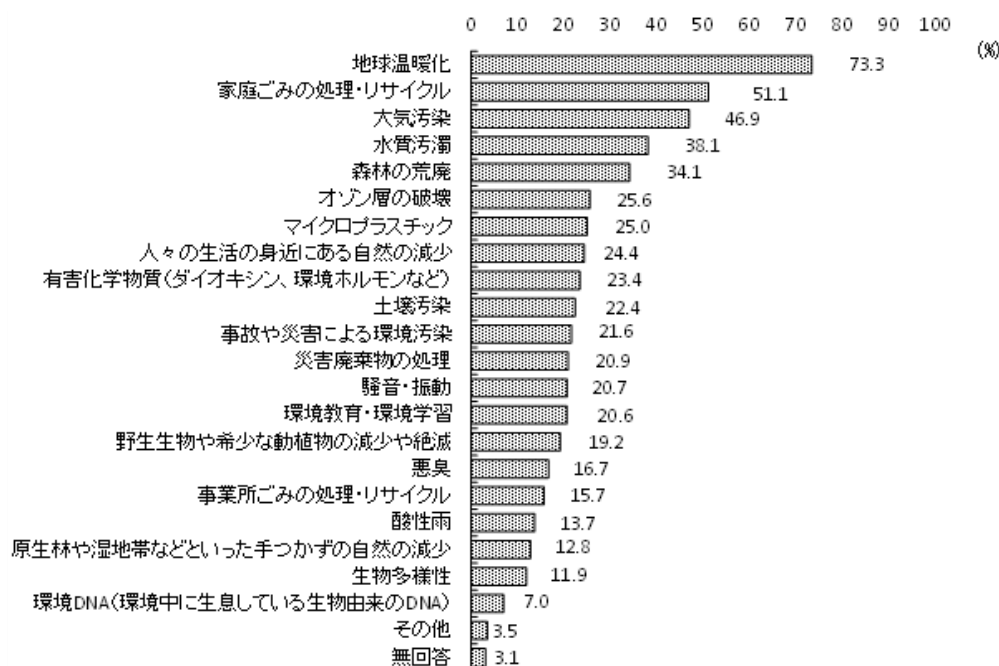
最も満足度が低かったのは「水や水辺とのふれあいのしやすさ」で約20%となりました。



※令和2（2020）年に実施した市民アンケート結果より、「満足」「ほぼ満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「無回答」のうち「満足」「ほぼ満足」と回答した人の割合。

2 関心のある環境問題やキーワード

市民の関心のある環境問題やキーワードは、「地球温暖化」の回答が最も多く、次いで「家庭ごみの処理・リサイクル」が多く、これらは回答者の過半数が選択していました。



3 日常生活における環境配慮の取組み

【市民の日常生活における取組み】

市民アンケート調査によると、日常生活における環境配慮の取組みとしては、「家庭ごみの減量化に努めている（約71%）」、「水を汚さないために家庭で実践できる対策を行っている（約64%）」、「東広島市産の農水産物を積極的に利用し「地産地消」に貢献している（約56%）」が高い実施率となっています。

一方、今後行う予定はない取組みとして、「市や環境保全団体が主催する貴重な動植物等の保護活動や生き物調査などに参加している」、「市民農園の利用や農業体験活動に自主的・積極的に参加している」、「太陽光発電システム等、再生可能エネルギー機器の導入に努めている」が挙げられます。

【事業者の日常業務における取組み】

事業者アンケート調査によると、事業活動における環境配慮の取組みとしては、「ごみと資源物の分別や回収のルールを守る（約95%）」、「大気汚染や騒音・振動に係る基準を遵守するとともに、周辺住民に不快感を与えないよう、更なる発生抑制に努める（約52%）」、「地域の清掃活動に積極的に参加する（約44%）」が高い実施率となっています。

一方、今後行う予定はない取組みとして、「環境マネジメントシステムの認証を取得する」、「自らの環境活動を環境報告書等にて、ホームページ等で公表する」、「体験農業や森林整備活動など市民が自然とふれあう活動の場を提供したり、活動を支援する指導者等を派遣する」が挙げられます。

4 環境施策の重要度

【市民の意見】

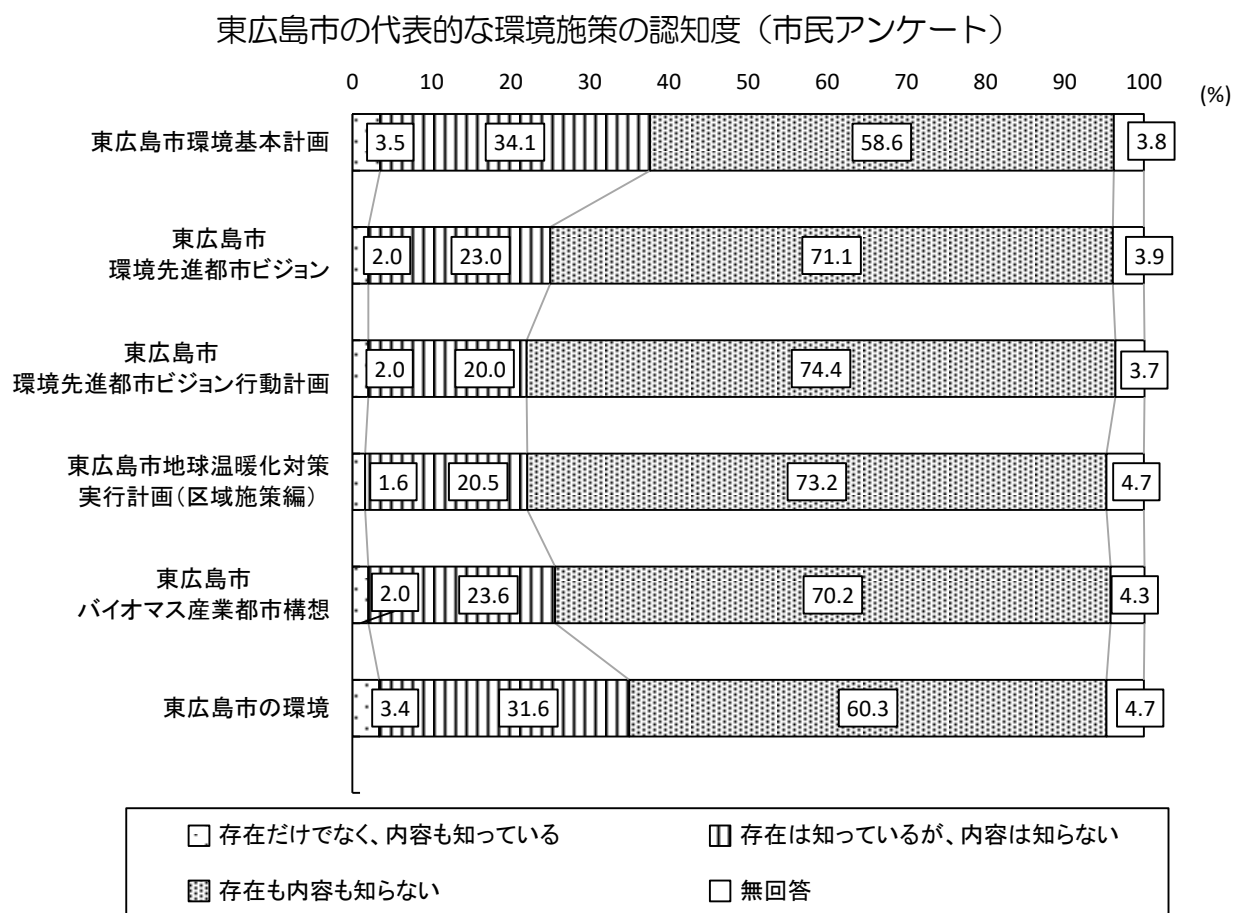
重要度の高い順にみると、特に重要な取組みと考えられているのは、「健全な水質と水循環の確保（約81%：「重要」、「やや重要」の合計（以下同じ）」や「不法投棄防止対策の推進（約80%）」、「きれいな空気や静かな環境等の保全（約80%）」でした。

【事業者の意見】

重要度の高い順にみると、特に重要な取組みと考えられているのは、「きれいな空気や静かな環境等の保全（約80%）」「不法投棄防止対策の推進（約79%）」、「健全な水質と水循環の確保（約78%）」でした。

5 本市の環境に関する計画等の認知度

本市の環境に関する計画等のなかでも代表的な6つの計画等に関する認知度は、市民、事業者ともに総じて低い結果となり、市から市民、事業者に向けた施策の広報・周知・啓発等が不十分であることなどが考えられます。



第5節 計画策定の視点

本章第1節～第4節の内容を踏まえ、本計画を策定するにあたっての視点を整理しました。

【第1節 環境問題に関わる近年の社会動向】

■SDGs

「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられた17のゴールについては、第1次計画で掲げられている環境施策と関わりが深い項目も含まれています。また、SDGsの各ゴール・ターゲットは相互に関連しており、あるゴール・ターゲットの達成を目指すことで、関連する他のゴール・ターゲットも同時に達成することができると考えられています。

SDGsの達成には、経済、社会、環境の三つの側面のバランスが重要視されており、この考え方は後述する第1次計画の基本理念と同様であると言えます。

SDGsへの関心が高まる中、第1次計画の基本理念を踏襲し、取組みの体系及び施策とSDGsのゴールを関連付けることで見える化を図り、市・市民・事業者の協働の円滑化につなげていきます。

■脱炭素社会の形成（気候変動対策）

脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出自体を規制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロを達成しようとする社会です。

また、地球温暖化対策には、温室効果ガス排出量の削減や、省エネルギーなどの低炭素社会の実現に向けた取組を進めることで、地球温暖化の進行を抑制しようとする「緩和策」と、地球温暖化による気候変動がもたらす悪影響への備えや被害を軽減するための取組、新しい気候条件を利用する取組といった「適応策」があります。「緩和策」については第1次計画に盛り込まれていますが、「適応策」については、平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法」による近年の動向であり、本計画で新たに盛り込む必要性があります。

脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化による気候変動がもたらす悪影響への備えや被害を軽減するための取組みなどの、本市における「適応策」の考え方を示したうえで、第1次計画の体系や環境施策を見直します。

【第2節 本市の環境の現状】

■本市の環境の現状を踏まえた見直し

本市の環境の現状の課題として、依然として黒瀬川等における水質の改善と、ごみ排出量の削減が求められています。

上記の課題について、本計画では引き続き第1次計画の体系を踏襲し、健全な水質と水循環の確保、廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進について、取組み内容の拡充を行います。

【第3節 これまでの市の取組み】

■本市の環境の取組みを踏まえた見直し

第1次計画で設定した具体的な数値目標値は全部で20あり、そのうち10の項目が達成していました。

本計画では、達成したもの、未達成だったもの両方について、数値目標の設定や環境施策の拡充等の見直しを行います。

【第4節 環境に対する市民・事業者の意識】

■市民・事業者の意識を踏まえた見直し

地球温暖化やごみ処理・リサイクルに対する市民の関心は高いことから、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。

きれいな空気や豊かな自然に対する市民の満足度は高いことから、引き続き良好な自然環境を維持・保全していく必要があります。

また、環境関連計画の認知度は低いことから内容を分かりやすくし、さらなる普及・啓発に努めていく必要があります。

第3章 本市の望ましい環境像

第1節 東広島市環境基本計画の基本理念

「第五次東広島市総合計画」では、将来の都市像を『未来に挑戦する国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～』と設定しています。この都市像を具体化するため、まちづくり大綱の一つとして、「自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち」を掲げ、『東広島市の特色である豊かな自然環境と利便性の高い居住環境が共存し、魅力的な暮らしのあるまちを実現するためには、持続可能であり、また、誰もがいきいきと活躍できるような快適な生活環境の形成を伴って、まちづくりが進んでいくことが必要』としています。

また、「東広島市環境基本条例」においては、『市、市民及び事業者のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら、社会経済活動がもたらす環境への負荷の低減を図り、限りある資源及びエネルギーの循環的な利用を基調とした持続可能な社会を実現するための新たな一歩を踏み出さなければならない。』との認識の下、4つの基本理念を掲げています（東広島市環境基本条例 第3条）。

本計画は、第五次東広島市総合計画を環境面から具体化することを目的に、東広島市環境基本条例に基づき策定されるものです。

そのため、本計画においては、東広島市環境基本条例の基本理念を踏襲することとします。

◆東広島市環境基本計画の基本理念（東広島市環境基本条例 第3条）

- 1 環境の保全及び創出は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、及び人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創出に関する行動が市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。

第2節 望ましい環境像

基本理念を踏まえ、本計画の推進によって、本市が目指す「望ましい環境像」を全体目標像と 21 世紀半ばを目標とする将来像に区分し、以下のように設定しました。

「全体目標像」とは、将来の本市のあるべき環境の姿を示すものであり、私たちのふるさとである本市の、豊かな自然と住み良い都市環境が調和した良好な環境を、市・市民・事業者が一体となって、守り・育み、将来にわたって継承していくことができるまちとなることをイメージしています。

【全体目標像】

市民一人ひとりが

ふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち



市・市民・事業者が、同じ方向を向いて本市の環境保全の取組みを進めるためには、将来の本市の環境の姿をより具体的に示した目標像を提示する必要があります。

そこで、21世紀半ばを展望した本市の環境の姿（21世紀半ばの将来像）を以下に示します。

【21世紀半ばの将来像1】

「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」

社寺林や溪谷など、市内各所に残された原生的な自然環境が適切に保護されるとともに、人々の営みとともに形づくられてきた里地里山を主体とした自然環境が保全・活用されています。

緑豊かな山並みを背景にした赤瓦の集落や茅葺きの民家とその周辺に広がる農地は、地域の環境とともに生きてきた先人の長い歴史と伝統に培われた景観として大切に守られ、継承されています。

特に、森林や農地は、生産活動やバイオマス資源及び環境保全としての活用を通じて、持続的な管理がなされ、多様な生物と共存できる里地里山での生活が営まれています。

市街地では、公園や水辺などの憩いの空間が整備され、公共施設や住宅、工場の緑化も充実しています。また歴史的、文化的資源や町並みが保全されるとともに、都市的な町並みの景観も整えられ、快適な都市空間が形成されています。

河川は、下水道整備等の生活排水対策の充実や家庭での取組みの進展等により、夏にはホタルが飛び交い、四季を通じて野鳥が訪れ、また海は、海底堆積物の除去やごみ対策等の効果により、良好な漁場環境として持続的な活用が図られ、健全な水循環が再生しています。

大気環境や土壌環境などへの汚染物質の排出は適正に管理され、きれいな空気など良好な状態が保たれています。

このように、森林・河川・農地・都市の緑・海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物の多様性も確保されています。

また、それぞれの世代が楽しめる自然空間が確保され、自然観察や水遊び、ハイキングなど、様々な形で豊かな自然とのふれあいを楽しんでいます。



【21 世紀半ばの将来像2】

「身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち」

市民一人ひとりが環境を意識し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）を基本とした「ものを大切にする習慣と分別の徹底」によって、家庭から排出されるごみの量は着実に減っています。工場・事業所、商店等でも環境意識の高まりや廃棄物削減の努力によって、事業系のごみの排出量も大幅に減っています。

リサイクル商品の販売やノートレイパック、量り売り、マイバッグの持参など、商品の売り方から買い方まで、資源の有効利用とごみの減量化を意識したライフスタイルが定着しています。

ごみのポイ捨てや不法投棄は既になくなっていきます。

太陽光、太陽熱利用をはじめとする再生可能エネルギーの導入が、公共施設をはじめ、個々の住宅や事業所においても進んでいます。

節電や緑化など、省エネルギーの取組みにも積極的で、特に、家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

利便性の高い公共交通ネットワークの構築が図られ、駐輪場の整備などが進み、自家用車に過度に依存しない、誰もが安全かつ円滑な移動ができる環境が整っています。

バイオマスタウン、地産地消の取組みや資源循環ビジネスなどの展開により、有機農産物のブランド化や本市発の環境商品などが開発・販売され、これらの活動が産業振興や地域の活性化につながっています。

このように市・市民・事業者が責任と役割を自覚し、一体となって資源とエネルギー利用のあり方を見直し、省エネルギー・低炭素型社会へと転換しています。

さらに、「国際学術研究都市」の中核を成す、大学、研究機関、国際協力機関等を通じて、地球環境の保全と温暖化防止に向けた国際協力が展開し、環境先進都市として他の自治体をリードしています。



【21 世紀半ばの将来像3】

「環境を守り・伝える心と活動を育むまち」

環境を守り育てる心が市民に浸透し、ふるさとの良好な環境を次世代に引き継ぐために、「自然を傷つけない」、「ごみを減らす」、「水を汚さない」などの環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践できる、環境に対する意識の高い人々が暮らしており、「エコタウンの先駆的モデル都市」として、周辺都市や国内外において広く認識されています。

本市の環境に関する情報が充実し、誰もが好きなときに、環境に関する情報を発信・入手できるようになっています。

市内の大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座等を通じて、本市の自然や伝統文化、環境関連分野に応じた充実した環境教育プログラムや体験的環境保全プログラムが提供され、子供から大人まで幅広い層の市民が日常的に参加しています。

そこで学んだ市民による環境活動は、コミュニティ全体に輪を広げ、環境ボランティア活動の拡大など成熟した継続的な取組みに発展しており、各コミュニティ間の横断的な連携も進んでいます。

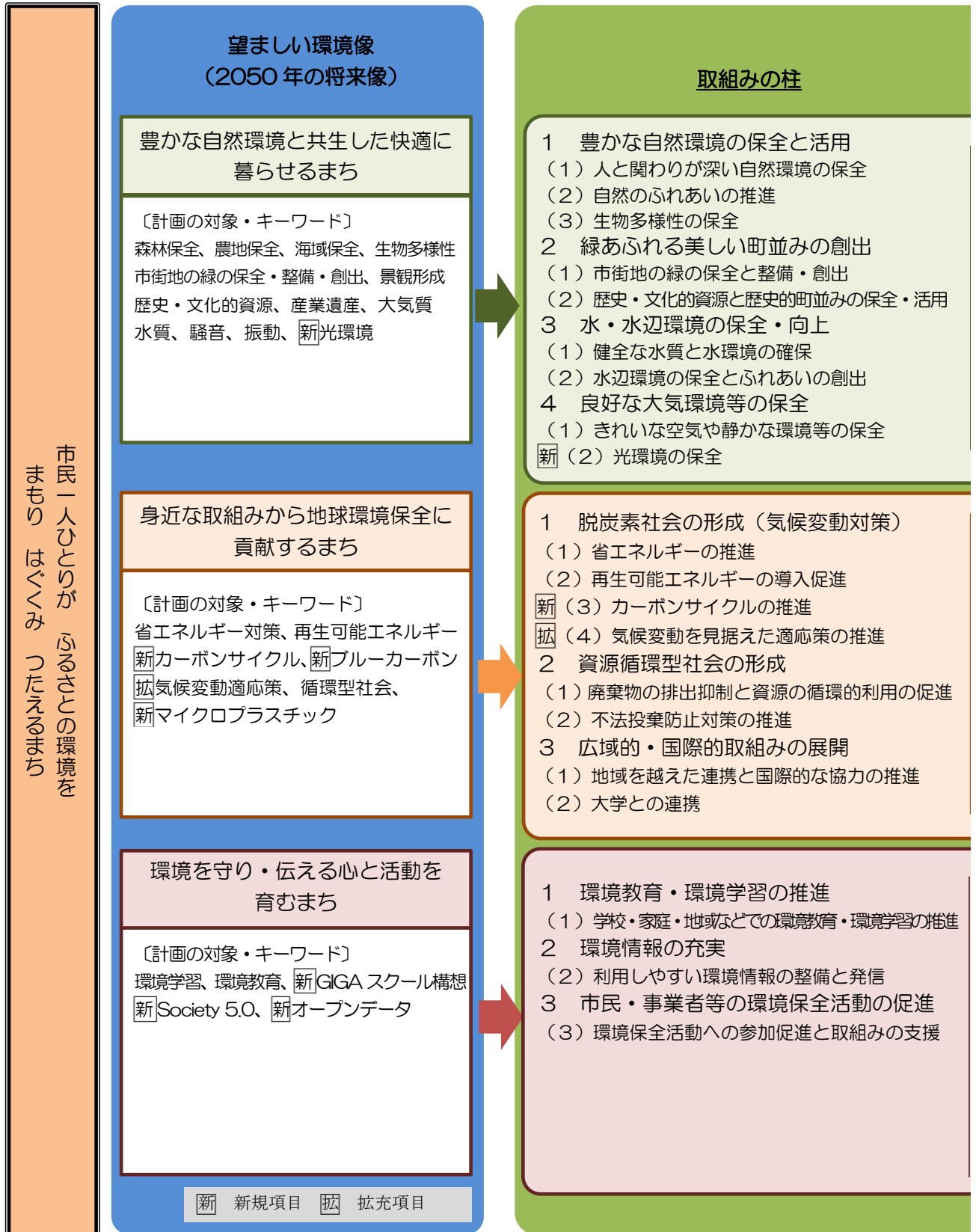
産業分野においても環境保全に関する意識が浸透し、事業規模の大小にかかわらず、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業・生産活動が積極的に展開されています。



第4章 望ましい環境像の実現に向けて

第1節 取組みの体系

第3章で示した本市の「望ましい環境像」の実現に向けた取組みは、市・市民・事業者の協働の取組みとして、以下の体系に沿って進めていきます。



施策の方針

SDGsの達成に向けた施策の推進

2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	6 安全な水とトイレを世界中に 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任
14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 		

2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

4 質の高い教育をみんなに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう
-------------------	-----------------------	--------------------------

重点プロジェクト
S-TOWNプロジェクト

S-Smart
スマートタウン形成モデルプロジェクト

T-Technology
技術連携プラットフォーム連携プロジェクト

O-Organic
有機性廃棄物エネルギー創出プロジェクト

W-Wood
木質バイオマス活用推進プロジェクト

N-Next generation
新 N-Nature
次世代エネルギー普及加速プロジェクト
自然共生推進プロジェクト

環境配慮指針

市街地エリア

里地里山エリア

里海エリア

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み

1 「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」

取組みの柱1：豊かな自然環境の保全と活用

(1) 人との関わりが深い自然環境の保全

〈現状〉

本市は、中国山地に連なる山々から瀬戸内海まで、多様な自然環境を有しています。土地利用の面からみても、森林、原野、農地、水面・河川・水路を含む自然的土地利用が全体の約77%を占めています。

本市の森林（民有林）は約84%が天然林ですが、そのほとんどは二次林であり、人との関わりが深い里山と言えます。本市では、森林整備計画等に基づき、森林の公益的機能に応じた森林施業の実施や、ひろしまの森づくり事業の活用等による市民参加による森林整備の取組みの推進などを行ってきました。

農地は、本市の土地利用の約12%ですが、このうち約89%を占める水田は、水源かん養機能や自然環境維持機能、良好な景観形成機能など、多面的機能を有しています。本市では、農業振興基本計画等に基づき、農業振興と併せて農地の有する多面的機能を活かすための取組みを進めてきました。特に、長い歴史と伝統に培われた景観として大切に守られ継承されてきた「緑豊かな山並みを背景に、赤瓦の集落や茅葺きの民家とその周辺に広がる農地の景観」は、本市の原風景とも言える景観として保全することが重要です。

海は、海面漁業と海面養殖業を中心に水産業の場として活用されています。特に、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、人との関わりが深い「里海」となっています。

〈課題〉

森林所有者や農家等の高齢化や後継者不足などから、管理不足による竹林の拡大や松枯れなどの森林の荒廃や、耕作放棄地の増加などによる自然環境の悪化が懸念されています。また、これまで人の手によって適切に維持・管理されてきた森林や農地の荒廃は、シカやイノシシ等による獣害が増加する要因ともなっています。

近年では、地球温暖化に伴う海水温の上昇がみられ、漁獲量の減少など里海を取り巻く環境の変化が懸念されています。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○森林の保全

地域による森林整備の取組み等により、水源かん養機能や景観維持等、森林が有する多様な環境機能の保全を目指します。

○農地の保全

農地が農地として持続的に利用されるような取組みにより、農地の多面的な環境機能（保水機能や生物の生息環境、田園景観の重要な構成要素等）の保全を目指します。

○海の保全

水産資源の持続的な活用を図りながら、自然環境としての里海の保全を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
間伐を実施すべき森林の面積	11.18ha (R1 年度)	ha (年度)
耕作放棄地解消面積	4.1ha (R1 年度)	ha (年度)
エコファーマー認定件数	2件 (R1 年度)	件 (年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 市民や事業者が森林整備に参加する仕組みづくりを検討し、土砂災害の防止にもつながる森林の整備に努めます。
- ・ 国の施策とも連携しながら、農地が有する多面的な環境機能の保全や東広島の原風景とも言える田園景観の保全に努めます。
- ・ エコファーマーの認定など、環境保全型農業を促進します。
- ・ 漁場環境の保全策等を通じて、健全な里海の再生を推進します。

■市民の取組み

- ・ 地域の森林や農地、海を地域で支える取組みを進めます。
- ・ 本市産の農水産物を積極的に利用し「地産地消」に貢献します。
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄などはいけません。

■事業者の取組み

- ・ 財産区有林や個人所有の森林では、森林の持つ公益的機能を向上させるため、適切な森林管理を行います。
- ・ 農業を継続して行い、農地としての持続的な利用に努めます。
- ・ 地域の森林や農地を地域で支える取組みに積極的に参加・支援します。
- ・ 減農薬、減化学肥料など環境保全型農業の推進やエコファーマーの認定を積極的に目指します。
- ・ 開発事業においては、環境保全対策等を十分に講じます。
- ・ 水産資源の適切な維持管理による持続的な海の利用に努めます。
- ・ 廃船や廃漁網などを海域に不法投棄しません。

(2) 自然とのふれあいの推進

〈現状〉

自然とのふれあいは、わたしたちの生活にやすらぎを与え、自然とふれあい、その大切さを知ることによって自然環境の保全、生態系の保全意識を高めることにもつながります。

本市では、市民が自然とふれあえる場として、憩いの森公園、二ツ山公園、わにぶちの滝公園、県央の森公園、やすらぎの園、深山峡公園、龍王島自然体験村、あきまろの里公園の自然公園を整備しています。

特に、憩いの森公園（龍王山）では、市民、事業者等による自発的な水源の森づくりの活動が行われるなど、より積極的な自然とのふれあいが営まれています。

〈課題〉

市民アンケートでは、80%を超える市民が「自然環境の豊かさ」を重要と考えていますが、「余暇は自然とふれあうように心がけている」と回答した市民は48%であり、自然環境の重要性の認識が実際の生活行動とは必ずしも結びついているとは言えません。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○自然とふれあうことができる場づくり

森林、河川、海などの本市が有する多様な自然環境と、安全に楽しくふれあうことができる場づくりを目指します。

○自然とふれあえる機会や活動の充実

自然とふれあうことによって、自然環境に対する理解や愛着を深め、環境保全に対する自主的な行動の促進を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
自然公園の利用者数	111,030人 (R1年度)	120,000人 (R13年度)
自然とふれあうイベントの開催数	回 (年度)	回 (年度)
市民農園整備数	箇所 (年度)	箇所 (年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 憩いの森公園、龍王島自然体験村などの自然体験施設の適正な管理や子供も大人も安心して自然とふれあえる空間整備の充実に努め、利用の促進を図ります。
- ・ 自然体験教室、自然観察会、市民参加型自然環境調査など、自然とふれあうイベントを開催します。
- ・ 人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、指導者やガイドなどの育成・登録を推進します。
- ・ 農林水産事業者や宿泊施設、NPO団体、観光事業者等と連携し、本市の里地里山・田園・里海を活用したグリーンツーリズムの取組みを促進します。

■市民の取組み

- ・ 市や環境保全団体が主催する自然観察会や市民参加型自然環境調査に積極的に参加します。
- ・ 市民農園の利用や農業体験活動に自主的・積極的に参加します。
- ・ 地域の自然を紹介するイベントなどを自主的に開催します。
- ・ 環境に関する講習会等で本市の環境について学び、人材バンクへの登録を目指します。

■事業者の取組み

- ・ 体験農業や森林整備活動など市民が自然とふれあう活動の場を提供したり、活動を支援する指導者等を派遣します。
- ・ 農林水産事業者や宿泊施設、NPO団体、観光事業者などが連携して、本市の多様な自然環境を活用したグリーンツーリズムの企画・運営を検討します。

(3) 生物多様性の保全

〈現状〉

森林、河川、農地、ため池、海などの本市の多様な環境は、生物の生息・生育の場としても重要な役割を果たしています。

特に、市内に 4,000 箇所以上あるため池や、農耕地内を流れる小河川は、貴重な水草や湿性植物、両生類や昆虫類など、多くの野生動植物の生息・生育環境となっています。基礎調査における重要な動植物をみると、生活史のすべて又は一部を水環境と関わりをもって生活するものが多く記録されています。

しかしながら、近年では、オオクチバス（ブラックバス）やブルーギル、ヌートリアなどの特定外来生物もみられるようになり、生態系への影響が懸念されています。

〈課題〉

近年の短時間の豪雨による、堤体の決壊・破損による下流への被害により、防災重点ため池の指定などが進められています。農業用水としての利用が無いため池に関しては、廃止措置が推進されるため、市内ため池における希少生物の分布について、早急に把握する必要があります。

また、耕作放棄等により、農耕地を含む周辺環境の維持管理が行われなくなることで多くの生物の生息・生育環境が失われつつあります。これら環境を維持するための市民活動の活性化と、そのための支援策の構築が望まれます。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○生物多様性の保全

本市を特徴づける、農耕地やため池などの混在する身近な里地里山環境に、多数の生物が生息・生育することを認識し環境保全意識を高め、これら環境を維持、整備することで生物多様性の保全を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
動植物調査で確認された種数 (ただし、外来生物は除く)	動物(鳥): 167種 植物: 127種 (R2年度)	現状値より増加
希少野生動植物の指定	0種	現状値より増加
豊栄町清武周辺のオオサンショウウオ個体数	令和3年度: 23個体	現状値の維持

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 生物の生息・生育状況及び環境条件を調査・公表し、その生息・生育環境の保護に努めます。
- ・ 特定外来生物による生態系の破壊を防止するため、外来生物の生息実態調査や駆除対策等の実施を検討します。
- ・ 自然体験教室、自然観察会、市民参加型自然環境調査など、自然とふれあうイベントを開催します。
- ・ 市内の希少な動植物を希少野生動植物種として指定し、保護・保全に努めます。
- ・ 河川整備や農地整備にあたって、生物の生息・生育に配慮した整備に努めるとともに、地権者への生物多様性保全の必要性を説明することで、合意形成を図り、生物多様性保全意識を高めます。
- ・ 公園・緑地や水辺の整備などにより、都市部における生物の生息・生育環境を創出し、山から海まで連続した生態系ネットワークの保全・創出に努めます。
- ・ 農地などの良好な保全と質的向上を図るための地域における共同活動や環境にやさしい営農活動の取組みを通して、地域の農村環境を守り、生態系保全に努めます。

■市民の取組み

- ・ 市や環境保全団体が主催する貴重な動植物等の保護活動や生き物調査などに参加します。
- ・ むやみに生物の生息・生育環境に立ち入ったり、生物を捕獲、採取したりしません。
- ・ 河川整備や農地整備にあたって、生物多様性を保全するための工法を理解し、保全意識を高めるとともに、身近な環境に多数の生物が生息することを認識します。
- ・ 特定外来生物は飼育しません。また、既に飼育している場合は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」の規定に従い、許可を受けた上で責任を持って飼育し、逃がしたり、捨てたりしません。

■事業者の取組み

- ・ 開発事業においては、生物の生息・生育環境に配慮します。

取組みの柱2：緑あふれる美しい町並みの創出

(1) 市街地の緑の保全と整備・創出

〈現状〉

本市では、旧計画や都市計画マスタープランなどに基づき、都市公園や公共施設等の緑化を進めてきました。JR西条駅から広島大学までの一般県道西条停車場線及び市道西条駅大学線は、ブルーパール(仏語で「大通り」)として整備され、電線の地下埋設や連続する街路樹により、良好な街路景観が形成されています。

本市の都市公園の総数は、平成22年度には、395箇所となっており、着実に整備が進んでいます。都市公園の内訳をみると、設置箇所数の95%が街区公園の小規模な公園ですが、これらの公園は、市民の身近な憩いの空間となっています。

〈課題〉

本市では、公園里親制度を通じて、市民協働による公園緑地の維持管理に取り組んでいます。

その一方で、市民アンケートで「公共の広場、公園、緑」に対して満足(「満足」、「ほぼ満足」の合計)と回答した市民は、全体の38%と低い値となっており、地域によっては、公園緑地の整備が住民のニーズに十分に答えられていないものと考えられます。

市街地における公園や緑地は、市民の身近な憩いの空間として、安らぎや潤いを与える場であるとともに、都市部の生態系ネットワークを形成する役割も担っています。今後は、公園緑地が有する多面的な効果の浸透や市民が求める多様なニーズに対応するためにも、市民と行政がパートナーとなって、着実な整備と適切な維持管理を進めていくことが求められます。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○市街地の緑の保全

公園や街路樹、生垣などを適切に維持・管理し、私たちの生活に潤いを与えるとともに、都市部における多様な生物の生息環境でもある、市街地の緑の保全を目指します。

○市街地の緑の整備・創出

公共施設や民有地等の緑化、公園の整備等により、市街地の緑の整備・創出を目指します。

○総合的な景観形成の推進

良好な景観形成のためのルールづくり等により、快適で質の高い町並みの形成を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
一人当たりの都市公園等面積	約 6.8m ² /人 (令和2年度)	約 6.9m ² /人 (令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 配置バランス等に配慮した公園整備を推進します。
- ・ 公園里親制度による、市民や事業者と一体となった公園等の維持管理を推進します。
- ・ 市民参加の手法を用いた公園づくりを推進します。
- ・ 積極的に公共施設等の緑化を図ります。
- ・ 地区計画や緑地協定等の制度を活用しながら、民有地等の緑化を推進します。
- ・ 市民主体の緑化を促進するため、NPO、地域の住民活動との連携強化や緑に関わる人材の育成を図ります。
- ・ コミュニティによる花いっぱい運動や花壇コンクールなど、市民の創意で市民が楽しめる取組みを支援します。
- ・ 景観法に基づく景観計画の策定等を検討します。
- ・ 道路や公共施設等の整備にあたっては、周辺景観との調和や地域特性に配慮したデザインや構造とするとともに、緑化を推進します。

■市民の取組み

- ・ 地域コミュニティで市民参加の公園づくりや公園里親制度などに参加します。
- ・ 自宅の緑化を進めるとともに、適切に維持管理します。
- ・ 地域の花いっぱい運動や花壇づくりに、積極的に参加します。
- ・ 自宅の建て替え、改修等においては、周辺景観との調和に努めます。
- ・ 自宅の緑化（生垣やベランダ緑化等）に努めます。

■事業者の取組み

- ・ 事業活動の一環として公園里親制度や地域の花いっぱい運動などに積極的に参加します。
- ・ 事業所や工場等、自社敷地内の緑化に努め、適切に維持管理します。
- ・ 周辺景観と調和した屋外広告物等のデザインを採用します。
- ・ 事業所や工場等、自社敷地内の緑化に努めます。
- ・ 建物の建築や開発事業を行う場合は、周辺景観との調和に努めます。

(2) 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

〈現状〉

本市には、旧木原家住宅をはじめとする国指定文化財や広島県指定文化財、旧石井家住宅をはじめとする本市指定文化財、志和町の時報塔をはじめとする国登録有形文化財など計 125 件の指定・登録文化財があり、特に、史跡や建造物、祭事等の無形民俗文化財は、本市の歴史的な景観や伝統的な文化を現在に伝える重要な環境資源と言えます。

高屋地区の白市には、江戸時代初期（寛文 5（1665）年）に建てられた旧木原家住宅（国の重要文化財）をはじめ、明治・大正期に建てられた町家や寺社など、当時の面影を今に伝える歴史的な町並みの景観が残されています。

西条地区は、灘、伏見と並び称される全国でも名高い酒造の町であり、JR西条駅前の「西条酒蔵通り」には、煉瓦造りの煙突やなまこ壁、白壁の酒蔵、赤瓦の屋根など、情緒豊かな町並みの景観が形成されています。

また、これらは、平成 20 年（2008 年）に西条の日本酒醸造関連遺産として経済産業省の近代化産業遺産に認定され、さらに平成 29 年（2017 年）には国際記念物遺跡会議（イコモス）の国内委員会により、西条の酒造施設群が日本の 20 世紀遺産 20 選の一つに選ばれています。

〈課題〉

酒蔵通りについては、歴史的、情緒的な町並みと調和しない色彩や規模の建築物等が立地することにより、良好な景観が形成されなくなることが懸念されています。近代化産業遺産等選ばれた酒造施設群は、建物だけでなく、酒造りの文化も含めたものであり、これらを守るためには、酒造りに必要不可欠な良好な地下水を保全する必要があります。

歴史的資源や歴史的な町並みは、地域の自然条件や社会的条件等により形成され、先人達が育んできた重要な環境資源であり、これらを保全・活用した東広島らしいまちづくりを進めることが求められます。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○歴史・文化的資源の保全・活用

歴史・文化的資源を大切に保全し、地域の歴史を学ぶ教材等として活用するなど、先人が私たちに残してくれた貴重な環境資源の保全・活用を目指します。

○産業遺跡等の保全

西条酒蔵通りを中心とする酒造施設群を本市の文化をして保存するため、良好な景観を維持するとともに、酒造り文化を守るため地下水の保全に努めます。

○歴史的な町並みの保全

白市の町並みなど、本市が有する歴史的な町並みの保全と活用を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
市民アンケートにおいて「歴史的な資源の豊かさ」に対して満足と回答した市民の割合	30% (令和2年度)	60% (令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 歴史公園等としての史跡の整備・公開等を検討します。
- ・ 人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、指導者やガイドの育成・登録を推進します。
- ・ 市民が地域の歴史、文化に触れ、学び、交流する機会（学習会や交流会等の開催）を提供します。
- ・ 地域の歴史的な町並みの景観や歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・ 道路や公共施設の整備にあたり、歴史的な町並みの景観との調和に配慮した設計を行います。
- ・ 赤瓦、白壁、茅葺き屋根等、本市の景観を特徴づける素材を活用した住宅建築に対する支援策について検討します。
- ・ 近代産業遺産等の保全に向け、本市の文化も含めて守られるよう検討します。

■市民の取組み

- ・ 地域の伝統行事や歴史的・文化的資源の保全活動に参加します。
- ・ 地域の伝統や文化を、子供達に伝えます。
- ・ 赤瓦の集落と農地が織りなす田園景観を保全するため、家屋の建て替え時等には、周辺景観に配慮します。
- ・ 自宅の建て替え、改修等においては、歴史的な町並みの景観との調和に努めます。
- ・ 歴史的な町並みの保全活動に協力・参加します。

■事業者の取組み

- ・ 地域の伝統行事や歴史的・文化的資源の保全活動に参加します。
- ・ 開発事業を行う場合は、埋蔵文化財に留意します。
- ・ 歴史的な景観と調和した屋外広告物等のデザインを採用します。
- ・ 事業所や工場等が歴史的な町並みから視認される場合は、外観の意匠や色彩等に配慮します。

取組みの柱3：水・水辺環境の保全・向上

(1) 健全な水質と水循環の確保

<現状>

本市を流れる河川は、黒瀬川、沼田川、太田川、瀬野川、高野川、三津大川、木谷郷川、江の川、蛇道川の水系の源流域にあたり、本市は「水が生まれるまち」と言えます。

森林や農地などは、雨水を地面に浸透させ洪水の発生を抑制するとともに、浸透した雨水は時間をかけて地下水等に供給され、本市の酒造りを支えています。一方、市街地では、雨水が浸透する土の面積が減少していることから、洪水の発生抑制や地下水のかん養につながる自然の水循環の維持・回復が重要となります。

本市と広島県では、公共用水域の汚濁状況を監視するため、黒瀬川、沼田川、太田川、瀬野川、高野川、三津大川、木谷郷川の7水系の河川約40地点と安芸津・安浦地先海域の7地点で水質調査を毎年実施しています。また、平成28年より地下水の水質調査も行っています。

本市では、水質汚濁を低減・防止するために、東広島市污水適正処理構想に基づき、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置支援等による生活排水の処理を行っています。下水道の処理人口普及率については、未普及解消整備計画に基づき効率的に下水道を整備することにより向上させていくこととしています。

<課題>

黒瀬川水系を除き、概ね環境基準を満たし、比較的良好な水環境が保全されています。黒瀬川では、市街化区域を中心に、生物化学的酸素要求量（BOD）について経常的に環境基準を満たしていません。また、三津湾（安芸津地先）では、化学的酸素要求量（COD）について環境基準を満たしていない地点がみられます。

引き続き、「水が生まれるまち」として下流域に対する影響に十分配慮し、着実な生活排水対策推進とともに、市民等の水を汚さない取組みや雨水利用等を促進し、健全な水質と水循環を確保していくことが求められます。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○健全な水質の保全

水を汚さない取組みの実践等により、健全な水質の保全を目指します。

○適正な水循環の確保と水資源の有効活用

水源となる森林の保全や雨水利用等により、水循環の確保と水資源の有効活用を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
生活環境項目に係る排水基準のうち、一般項目の適合率（水質）	77.8% （令和元年度）	83% （令和13年度）
汚水処理人口普及率	87.1% （令和2年度）	97.3% （令和13年度）

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 東広島市汚水適正処理構想に基づき、効率的、効果的な生活排水対策を推進します。
- ・ 減農薬、減化学肥料栽培や適正な管理の下での家畜糞尿の堆肥化等、農業活動に起因する水質汚濁の防止を促進します。
- ・ 水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組みなどに関する啓発事業を推進します。
- ・ 水源かん養機能の高い森林や農地等の保全・維持管理活動を支援します。
- ・ 地下水の環境に関するデータを収集し、観測データに基づく具体的な保全方法について検討します。
- ・ 公共施設等における雨水利用の促進や、市民、事業者が雨水貯留施設を設置する際の支援策等を検討します。

■市民の取組み

- ・ 公共下水道等が整備された地域では、速やかに接続します。
- ・ 公共下水道等が整備されない地域では、浄化槽を設置し、適切な維持管理を行います。
- ・ 水を汚さないために家庭で実践できる対策に取り組みます。
- ・ 雨水貯留施設を設置し、洗車や庭の水やりに使用するなど、雨水の有効利用に努めます。

■事業者の取組み

- ・ 減農薬、減化学肥料や適正な管理の下での家畜糞尿の堆肥化など環境保全型農業に努めます。
- ・ 水の再生利用や雨水の利用など、水資源の有効活用を図ります。
- ・ 建物の建築や開発事業を行う場合は、地下水の状況に配慮します。

(2) 水辺環境の保全とふれあいの創出

<現状>

黒瀬川や椋梨川、沼田川等の河川、ため池やダム湖、三津湾の海岸、干潟などの水辺環境は、多様な生物の生息・生育環境であるとともに、人々の憩いや安らぎの場、自然とのふれあいやレクリエーションの場としての役割を果たしています。

本市では、1次計画に基づき、防災や安全性を考慮しながら、水辺における親水性を高める取組みや、市民、事業者と協力して、河川や海域のごみの不法投棄防止やごみの回収対策などを進めています。

<課題>

本市の河川の多くは、市街地を中心に河川や水路は三面張りであり、水辺環境とのふれあいから遠ざかっています。特に、平成30年豪雨災害に伴う浚渫や護岸修復を機に、自然護岸も減少しています。

しかし、河川は本来より河岸での花見、釣り、運動などに見られるように、人々の日常的な交流やレクリエーションの場としての機能をもっています。また、自然海岸の少ない本市にとって干潟は海とのふれあいの場として重要ですが、ヘドロ化や埋立等によって減少しています。

そのため、私たちに多様な恵みを与えてくれる、水辺環境を保全しながら、ふれあえる空間をもつまちづくりを進めることが求められています。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○水辺環境の保全と再生

河川やため池、海などの水辺の自然環境を将来にわたって健全に保全するとともに、失われたり失われつつある水辺環境の再生を目指します。

○水辺とのふれあいの創出

安全に水辺とふれあえる場づくり等により、市民の憩いの場や、豊かな水辺環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
	(令和2年度)	(令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 多様な生物の生息・生育環境機能や優れた水質浄化機能を有する干潟を保全し、干潟の持つ多様な機能の向上や海辺のより良い環境の保全に努めます。
- ・ 河川整備等にあたっては、広島県と連携し、生物の生息・生育に配慮した「多自然川づくり」や安全性の高い護岸等の整備に努めます。
- ・ 市民や事業者と連携して、河川、海岸の美化運動や不法投棄ごみ対策などを推進します。
- ・ 市民参加型の水辺、海辺の生き物調査など、川から海までの流域全体の視野をもった水辺とのふれあい活動を推進します。

■市民の取組み

- ・ 河川や海岸の美化運動に取り組みます。
- ・ 水辺、海辺の生き物調査等に参加・協力します。
- ・ 河川や海岸にごみのポイ捨てや不法投棄などを行いません。

■事業者の取組み

- ・ 開発事業を行う場合は、水辺環境の保全に努めます。
- ・ 干潟の保全の取組みに参加・協力します。
- ・ 廃船や廃漁網などを海域に不法投棄しません。
- ・ 海域の不法投棄ごみの回収に取り組みます。

取組みの柱4：良好な大気環境等の保全

(1) きれいな空気や静かな環境等の保全

<現状>

本市では、大気汚染の状況を調べるために、東広島市役所本庁舎をはじめ、13箇所の測定地点を設けて年間を通じて測定を行っています。また、西条小学校と河内町入野（旧入野小学校）の2箇所では、広島県が自動測定機を設置して測定を行っています。

本市の大気環境は、環境基準項目のうち、光化学オキシダントを除く全ての項目において概ね環境基準を達成しており、良好な環境を維持しています。

また、騒音問題に関して、環境基準との適合状況等の監視や環境騒音の実態を把握するため、道路交通センサスを基に自動車騒音調査と、市内105地点について環境騒音調査を行っています。ともに、本市の騒音レベルは、ほぼ全ての地点について、環境基準を満たしています。

<課題>

光化学オキシダントは、基準値を超過する年度が続いています。発生源の問題など本市だけで解決できる課題ではなく、広域的な対応が必要となっています。また、健康被害が出ないよう本市の光化学オキシダント対策実施要領に従い、関係機関と連携しながら注意喚起等行う必要があります。

また、騒音に関する苦情は、過去10年間、年間10～20件で推移しています。騒音は騒音規制法に基づく特定工場や特定建設作業に依るものだけでなく、生活音に関するものや、低周波音など規制のないものについての相談も増えています。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○大気環境の保全

空気を汚さない取組み等により、きれいな大気環境の保全を目指します。

○静かな環境の保全

日常生活や事業活動から騒音を発生させない取組み等により、静かな環境の保全を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
大気汚染に係る環境基準項目のうち※、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の適合率	100% (令和元年度)	現状を維持 (令和13年度)
騒音に係る環境基準適合率	98.9% (令和元年度)	現状を維持 (令和13年度)

※光化学オキシダントについては本市だけでは解決できない問題を含んでいるため目標には含めていません。

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 大気汚染や騒音の低減のため、交通渋滞対策やエコドライブの啓発活動などを行います。
- ・ 1時間値が0.12ppmを超過する光化学オキシダントが観測された場合、関係機関と連携し、市民に広く注意喚起を行います。
- ・ 公用車の車両台数の見直しや、更新時における低排出ガス車の導入などを推進します。
- ・ 野焼きや自家焼却の禁止の啓発・指導を行います。
- ・ 自動車騒音防止のための沿道環境対策を推進します。
- ・ 航空機や鉄道の騒音について、関係機関と連携して静かな環境の保全に努めます。
- ・ 騒音・振動規制区域の見直しを検討します。

■市民の取組み

- ・ エコドライブの実践や、公共交通機関の利用を心がけます。
- ・ 低燃費車や低排出ガス認定車の購入・使用に努めます。
- ・ 大気汚染や悪臭の原因となる家庭ごみ等の野焼きや自家焼却は行いません。
- ・ 楽器や音響機器などの使用の際には、近隣に迷惑をかけないよう心がけます。

■事業者の取組み

- ・ 大気汚染や騒音・振動に係る基準を遵守するとともに、周辺住民に不快感を与えないよう、更なる発生抑制に努めます。
- ・ 樹木による大気浄化を図るため、工場敷地内等の緑化に努めます。
- ・ 共同輸送等による物流の合理化などを検討します。
- ・ 業務用車両は、低燃費車や低排出ガス認定車の購入・使用に努めます。

(2) 光環境の保全

<現状>

本市の光環境については、令和3年(2021年)に実施した夜空の明るさ調査では、憩いの森公園上空において18.7等級であり、住宅地の明るさ相当となっています。

本市では、平成24年度より、広島大学宇宙科学センターの呼びかけで、伝統的七夕の夜に星をみよう～ライトダウン in 東広島～が市内中心部の小学校で開催されています。エコネットひがしひろしま等と連携しながら近隣の事業所に対するライトダウンの呼びかけや、イベント来場者への講座や星空観察を行っています。

また、本市には、国内の大学が所有する望遠鏡としては3番目の規模を誇る、かなた望遠鏡を備える東広島市天文台があり、天体観測研究が行われています。

等級 (mag/〃)	明るさの目安
21 以上	天の川の複雑な構造が確認でき、星団などの観測ができる
20 以上～21 未満	山や海などの暗さ、天の川がよく見られる
19 以上～20 未満	郊外の暗さ、天の川が見え始める
18 以上～19 未満	住宅地の明るさ、星座の形がよく分かる
17 以上～18 未満	市街地の明るさ、星座の形が分かり始める
17 未満	都市部の明るさ、星はほとんど見られない

<課題>

西条町をはじめ、市街化区域は、住宅や商店等の建設が進んでいます。景観や周辺環境を保全していくためには、光害対策が必要になります。光害は、照明器具から出る光が、目的外の方向に漏れたり、周辺環境にそぐわない明るさや色であったり、必要のない時間帯にまで点灯することで起こります。

光害により、住居者の安眠やプライバシーに影響を及ぼしたり、植物や野生生物の成長や棲息に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、無駄な照明はエネルギーの浪費にもつながるため、適切に管理されるよう取組みが必要となります。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○光環境の保全

○静かな環境の保全

日常生活や事業活動から騒音を発生させない取組み等により、静かな環境の保全を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
憩いの森公園上空における夜空の明るさ	18.71 等級 (令和2年度)	現状を維持 (令和13年度)

※夜空の明るさは、天頂付近の天空の写真上で星が存在しない背景の明るさを示したものです。縦横が角度1秒の範囲からくる光の量を等級 (mag/□” マグニチュードパー平方秒角) で表したもので値が大きいほど暗いことを示します。



無駄な照明の例

出典：環境省ホームページ

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 美しい星空や穏やかな夜の環境を保全するため、光害の抑制に関する啓発に努め、東広島市の風景や星空を守ります。
- ・ 公共施設や街灯を設置する際には、光害が起こらないよう国のガイドラインに従います。

■市民の取組み

- ・ 家の周囲の照明の数や明るさは、必要最低限とします。
- ・ 時々、照明を落として四季折々の自然に親しみます。

〔例：旧暦の七夕、中秋の名月、月食・スーパームーンや流星群などの天体ショー、
キャンドルナイト、ホテルの観察 など〕

■事業者の取組み

- ・ 屋外照明や広告看板等を設置する際は、光害が起こらないよう国のガイドラインに従います。

2 「身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち」

取組みの柱1：脱低炭素社会の形成（気候変動対策）

（1）省エネルギー対策の推進

<現状>

平成27年(2015年)に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、パリ協定が採択されました。そこでは、世界の平均気温上昇を産業革命前から2°C未満に抑える長期目標が定められ、それに向けてすべての国が温室効果ガス排出量の削減目標5年度ごとに提出・更新することになりました。そのような中、わが国では令和3年(2021年)3月2日に、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を盛り込んだ地球温暖化対策推進法改正案を閣議決定し、広島県では、令和3年(2021年)3月18日に広島県ゼロカーボンシティーを宣言しました。

本市では、気候変動に対応するため、平成21年(2009年)3月に東広島市脱温暖化プランを作成しました。この計画では地球温暖化を抑止するため、温暖化緩和策と、気候変動に伴う被害を回避・軽減するための温暖化適応策を市・市民・事業者が協働により取り組むこととしました。その後、平成30年(2018年)に策定した東広島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に承継しています。

また、環境というキーワードを基にした総合計画のリーディングプロジェクトとして平成27年(2015年)に東広島市環境先進都市ビジョンを策定しました。今後、このビジョンは第2次環境基本計画に統合し、行動計画を運用します。

<課題>

本市の温室効果ガス排出量は、区域施策編の基準年である平成25年(2013年)に比べ、平成28年(2016年)では12%増加しています。国は、地球温暖化対策推進本部で令和12年(2030年)までに温室効果ガスを平成25年比(2013年比)46%削減することを公表しており、本市においても目標達成に向けて行動計画の推進による脱炭素化、省エネルギー対策等を推進する必要があります。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○省エネルギー機器等の普及

家庭やコミュニティ、事業所等に再生可能エネルギーの導入や、エネルギーマネジメントを浸透させ、幅広い分野のスマートシティー化を図ります。

○地球温暖化防止、脱炭素社会構築のための仕組みづくり

地球にやさしいライフスタイルへの転換など、市民一人ひとりの知恵と工夫により、地球温暖化の防止や脱炭素社会を実現していくための効果的な仕組みづくりを目指します。

○地産地消の促進

地場農産物の販売促進や学校給食、飲食店での利用拡大等により、フードマイレージの削減にもつながる地産地消の促進を目指します。

○省エネルギー活動の推進

市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、日常生活や事業活動における省エネルギー活動を推進することにより、持続可能な環境都市の実現を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
市域の二酸化炭素総排出量	2,258 千 t-CO ₂ (平成 25 年度)	46%以上削減 (令和 13 年度)
再生可能エネルギー導入容量	22.1 万 kW (令和元年度)	26.5 万 kW [※] (令和 8 年度)

※ 東広島市環境先進都市ビジョン第 2 期行動計画における目標

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 「エコネットひがしひろしま」等と連携し、地球温暖化防止に関する市民や地域、事業者の取組みを促進、支援するための仕組みづくりを検討します。
- ・ 住宅のスマートハウス化を支援し、家庭の脱炭素化・省エネルギー化を進めます。
- ・ 産業部門、その他業務部門における省エネルギー設備等の導入を支援します。
- ・ 市民や事業者と協力して、二酸化炭素吸収源となる森を育てるための森林整備を推進します。
- ・ 事業者等と連携して、安全で利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ・ 自転車利用等の促進（自転車シェアリングの実施等）を検討します。
- ・ 公共施設における電気機器の使用を最小限に抑えるとともに、新築や改修時を捉えて、複層ガラスやコージェネレーションシステム、LED 照明等の導入のほか、屋上・壁面緑化等、建築物の省エネルギー化を推進します。

■市民の取組み

- ・ エコドライブの実践や、公共交通機関の利用を心がけます。
- ・ 東広島産の農産物等を購入するなど、地産地消に取り組みます。
- ・ 日常生活における省エネルギー活動は、無理なくできる活動から始めて、楽しみながら習慣化していきます。
- ・ 「エコネットひがしひろしま」等が実施する省エネルギーキャンペーンや講習会等に積極的に参加・協力します。

■事業者の取組み

- ・ 共同輸送等による物流の合理化などを検討します。
- ・ 商店街や協力関係がある小売店等で使えるエコポイント制度等の取組みを検討します。
- ・ ノーマイカーデーの設定など自動車利用のあり方を検討します。
- ・ 従業員に対する省エネルギー等に関する研修を行い、意識の高揚を図ります。
- ・ 社内における省エネルギー活動に関するルールを定め、実践します。
- ・ OA 機器や照明機器、空調機器などは省エネルギー型機器を選びます。
- ・ 事業所等の新築や改築時には、省エネルギー性能の高い建築物を採用します。
- ・ 事業所の省エネルギー対策を進めるために、ESCO 事業の導入を検討します。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

<現状>

本市では、旧計画に基づき、「東広島市地域新エネルギービジョン」（平成 22 年(2010 年)2 月）や「東広島市バイオマスタウン構想」（平成 23 年（2011 年）2 月）、「東広島市バイオマス産業都市構想」（平成 29 年（2017 年）7 月）を策定し、多様な新エネルギーの導入の推進を検討しています。これに加え、福富支所や三ツ城小学校等に太陽光発電システムや太陽熱利用設備を設置しており、平成 22 年度（2010 年度）には中央中学校と園芸センターに太陽光発電システムを設置しました。また、住宅用太陽光発電システム等の設置を推進するため、スマートハウス化支援補助金制度を創設し、家庭における太陽光発電システム等の設置を支援した結果、市内の一世帯当たりの太陽光発電の導入比率が 9.7%（令和元年度（2019 年度））となり、他の地方公共団体と比べて高い比率となっています。

<課題>

本市の再生可能エネルギーの期待可採量は、太陽光エネルギー、バイオマスエネルギーが大半を占めています。一方で太陽光市民アンケートの結果、「太陽光発電を行っていない、今後も行わない(66%)」が「太陽光発電を行っている(8%)」を大きく上回っており、太陽光発電システムの設置促進が課題と言えます。同様に事業者アンケートにおいても「太陽光発電を行っていない、今後も行わない(53%)」が、「太陽光発電を行っている(11%)」を大きく上回っており、事業者の取組みの促進も課題と言えます。

さらに、比較的日射量も多く、森林資源の賦存量から見た木質バイオマス資源も豊富なことから、地球温暖化の防止や脱炭素社会の形成の上からも、新エネルギーの着実な導入を目指していくことが求められます。

新エネルギーの種類	潜在賦存量	期待可採量	期待可採量の推計条件	温室効果ガス排出削減量
太陽光発電	3.17×10^6 TJ	765 TJ (電力量換算: 2.12×10^8 kWh)	市内の持ち家住宅の約5割に3.5kW、従業者5人以上の産業部門及び従業者10人以上の民生業務部門の事業所に50kW、公共施設に4~20kWの太陽光発電設備を設置	117,906 t-CO ₂
木質系 バイオマス	1.38×10^3 TJ	143 TJ (灯油換算: 3.89×10^6 l)	市内の林地残材を利用。ボイラ効率85%	9,753 t-CO ₂

※期待可採量とは現在及び将来（想定している期間内）のエネルギー利用技術等の制約要因を考慮した上で、エネルギーとして開発利用の可能性が期待される量のこと

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○新エネルギーの導入の推進

東広島市に適した新エネルギーの導入やエネルギーの地産地消を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
再生可能エネルギー導入容量	22.1万kW (令和元年度)	26.5万kW [※] (令和8年度)

※ 東広島市環境先進都市ビジョン第2期行動計画における目標。

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 家庭における太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進します。
- ・ 公共施設に、太陽光発電システム等の新エネルギー機器を積極的に導入します。
- ・ 学校給食や公共施設等の食堂等から出る廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）として活用することを検討します。
- ・ 未利用エネルギー（地熱、バイオマス、小水力等）の導入について検討します。
- ・ 電力会社や大学、企業等と協働し、住宅団地等をモデルケースとしたスマートグリッドの導入について検討します。
- ・ 新エネルギー機器に関する情報やグリーン電力証書等についての情報提供など、新エネルギーの導入等に関する普及啓発を推進します。

■市民の取組み

- ・ 新築や改築時には、太陽光発電システム等、新エネルギー機器の導入に努めます。
- ・ 「木の駅」での伐採木の買い取り制度の活用を推進し、地域材の薪・ペレット等の活用を進めます。

■事業者の取組み

- ・ 工場、事業所等において太陽光発電システム、コージェネレーションシステム、バイオディーゼル燃料（BDF）等の新エネルギーの導入に努めます。
- ・ もみ殻や稲わらなどの未利用バイオマスは、堆肥化、燻炭化、飼料化などへの利活用を積極的に推進します。
- ・ 製材残材や建設廃材、林地残材はチップ化し、事業所や工場等のボイラー燃料として活用します。

(3) カーボンサイクルの推進

<現状>

令和 32 年（2050 年）までにカーボンニュートラルを達成するには、省エネルギー対策や、再生可能エネルギーの導入促進に加え、陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組み（カーボンサイクル）の構築が求められています。この仕組みは、国が令和元年（2019 年）に作成した「カーボンリサイクル技術ロードマップ」において、省エネルギー、再生可能エネルギー、二酸化炭素貯留（CCS）とともに、鍵となる取組みの一つと位置付けています。カーボンサイクルにおいて、二酸化炭素を炭素資源と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）するカーボンリサイクル技術は、グローバルな課題解決や SDGs の推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。

カーボンサイクルのうち二酸化炭素を固定する吸収源として、森林と海洋における藻場があります。本市の森林面積は、39,643ha であり、市全体の約 62% を占めています。このうち、民有林面積は 36,537ha（人工林面積は 5,425ha、天然林面積は 30,527ha）となっています。また、三津湾の藻場面積は平成 28 年（2016 年）に環境省が実施した衛星画像解析では 941ha となっています。これらの森林や藻場が適正に管理されることにより、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

<課題>

森林の持続的な経営管理を行うためには、本市は木材生産を目的とした林業地帯でないことから、人工林が点在しており、林業を行う事業地の集約化が進んでいないことや、所有林の管理に対する不安、採算の悪さから所有者の再造林への投資が進まないなどの課題があり、長期的に安定した林業経営の確立に至っていません。そのため、手入れ不足人工林の存在など森林の経営管理がなされていない森林がまだまだ存在しています。

また、瀬戸内海において、近年漁獲量が減少するなど、海の環境変化による藻場の消失も懸念されています。

この他、二酸化炭素の分離回収などカーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○カーボンサイクルの構築

石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促進し、カーボンニュートラルを推進します。

○森林吸収源対策の推進

林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営の確立を目指すことで林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図ります

○ブルーカーボン生態系の活用

二酸化炭素の吸収源として、海洋における炭素固定を促進するため、藻場の保全を図るとともに、豊かな海の実現を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数		
二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数		
森林整備面積		
(参考) 森林における二酸化炭素吸収量		

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 産官学の連携により、カーボンサイクルの構築に向けた研究開発事業を推進します。
- ・ 環境貢献林整備や里山林整備等により森林の適正管理を行い、温室効果ガスの吸収源や水源涵かん養などの機能を維持します。
- ・ 三津湾の水質を監視し、藻場の保全を図ります。

■市民の取組み

- ・ 森林整備に関するボランティア活動などに自主的・積極的に参加します。
- ・ 石油由来のプラスチックでつくられたものより、バイオマス由来の素材やバイオマスプラスチックでつくられた製品を選択します。
- ・ 県産材をはじめとした木づかいに努めます。
- ・ 炭素固定につながる竹炭やもみ殻くん炭を積極的に利用します。
- ・ カーボンニュートラルのエネルギーとして、薪を利用します。
- ・ 生垣の設置、庭やベランダの緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- ・ 沿道花壇の維持管理や耕作放棄地の農地復元など、市や地域の緑化推進運動に取り組みます。

■事業者の取組み

- ・ 県産材の利用に努めます。
- ・ 事業所の敷地への生垣の設置や、屋上緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- ・ 敷地内の植栽や緑のカーテンの設置に取り組みます。

(4) 気候変動を見据えた適応策の推進

<現状>

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加するなど、気候変動の影響が全国各地で現れており、さらに、今後、拡大するおそれがあります。

本市でも、平成30年7月豪雨災害により、生活、社会、経済に多大な被害が発生しました。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

本市の平均気温は、昭和55(1980)年～昭和59(1984)年と平成27(2015)年～令和元(2019)年の5年平均と比較すると、1.4℃上昇しています。

地球温暖化その他の気候変動に起因して、今後も引き続き、生活、社会、経済や自然環境への影響が拡大するおそれがあることから、平成30(2018)年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

<課題>

本市で既に確認されている気候変動の影響を把握し、今後、起こりうる水害等への対策や、健康安全などについて、気候変動の影響に対する適応策の推進を図る必要があります。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

- 豪雨災害などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留、ため池の豪雨診断等に基づいた適切な対策を図ります。
- 自宅や勤務先のハザードマップを確認し、避難訓練に参加するなど災害時に備えます。
- 温暖化に伴い増加するおそれがある、熱中症や感染症などの健康被害に関する知識を入手し、日頃から予防に努めます。
- 日常生活から節水を心がけ、雨水タンクに溜めた水を散水に使うなど水資源を有効に利用します。また、森林の保全活動に参加するなどして、水源のかん養に努めます。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
気候変動適応策の認知度	—	60.0% (令和13年度)
雨水対策整備率※	(令和2年度)	(令和13年度)

※雨水対策整備率…整備済面積／市街地で雨水対策が必要な面積

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 気温や降水量、極端な気象現象等の気候変動の現状と、気候変動に伴って生じている様々な影響がどのような分野で現れているかについて把握・整理します。
- ・ 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）ポータルサイト等の情報を活用し、気候変動の影響の将来予測を把握・整理します。
- ・ 熱中症や感染症など、将来の予測される被害やリスクに対する重大性、緊急性などの評価を整理します。
- ・ 風水害が発生するおそれがある時には、市民等が適切な避難が行えるよう避難情報の確実な伝達を行うとともに、市民の防災意識の醸成に向けて出前講座などの啓発活動に取り組みます。
- ・ 雨水対策、森林の保全

■市民の取組み

- ・ 日常生活の中で、気候の変化や、農作物の収穫量や生きものの生息状況、自然災害の発生頻度の変化などに関心を持ちます。
- ・ 気候変動の影響への適応策に関する情報を収集し、影響を感じている分野における適応策を実践します。

■事業者の取組み

- ・ 事業活動と気候変動の関係について検討します。
- ・ 事業活動に関する気候変動の影響への適応策に関する情報を収集し、従業員等に周知するとともに、実践します。

取組みの柱2：資源循環型社会の形成

(1) 廃棄物の排出抑制と資源の循環的利用の促進

<現状>

本市は、広島県ごみ処理広域化計画の中で、東広島市、竹原市、大崎上島町から構成される竹原・東広島ブロックに属しており、広域・集約処理に向けた施設整備を行うため、平成21年(2009年)10月に2市1町で広島中央環境衛生組合を設立しました。そして、令和3年(2021年)10月に広島中央エコパークを稼働し、ごみやし尿処理の広域・集約処理を行っています。

市民1人1日あたりのごみの排出量は、一次計画で基準年度の平成22年度(2010年度)の969gに対して、令和3年度(2021年度)までに850gまで削減する目標を設定し、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、平成29年(2017年)10月から、家庭ごみの有料化の実施等のごみ発生抑制に向けた施策を実施しました。

また、一時的に平時の数年から10年分に相当する災害廃棄物の処理に対応するため、平成30年(2018年)3月に東広島市災害廃棄物処理計画を策定し、その中でリサイクルの可能性についても検討を行っています。

<課題>

賀茂環境衛生センターにおける令和2年度(2020年度)のごみの組成分析によると、厨芥類が46%と最も多くを占め、ついで、紙類24%、ビニル・合成樹脂・皮革類12%、木・竹・わら類12%、不燃物類2%、その他5%となっています。市民一人1日あたりのごみの排出量は、令和元年度(2019年度)では961gとほぼ横ばいで推移しており、引き続きごみ排出量の抑制に向け取組みが必要です。

また、本市のリサイクル率は令和元年度(2021年度)時点で、10%にとどまっています。リサイクル率を高めるため、市民に分別について啓発を行うとともに、容器包装リサイクル法に依らない食品リサイクル等も含め、再資源化に向けて検討が必要です。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

〇3Rを基本とした取組みの推進

「ごみはできるだけ発生させない(発生抑制：リデュース)」、「いらぬモノは他の人や他の用途で使ってもらおう(再使用：リユース)」、「資源として使えるモノは使う(再資源化：リサイクル)」の3Rを基本とした資源循環型のライフスタイルや流通形態の定着を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
市民1人1日当りのごみ排出量	947g (令和2年度)	850g以下 (令和13年度)
資源化率	10% (令和2年度)	22.2%以上 (令和8年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ ごみと資源物の分別についての普及啓発活動(ごみ減量化マニュアルの作成やごみの排出指導等)を推進します。
- ・ 生ごみ処理容器の普及や新たな生ごみの減量化施策を検討し、更なるごみの減量化を推進します。
- ・ 循環型社会の構築を目指して、3Rの推進施策を検討し、更なるごみの減量化を推進します。
- ・ 地域住民による資源回収活動を促進し、更なるごみの資源化を推進します。
- ・ 一般廃棄物(家庭廃棄物、事業系一般廃棄物および特別管理一般廃棄物)の実態調査結果から、施策の効果を検証します。
- ・ 令和3年度(2021年度)に稼働した広島中央エコパークを廃棄物に関する学習拠点として充実を図ります。

■市民の取組み

- ・ 食事は食べ残しが出ない量を準備し、調理で出る生ごみの水切りを習慣化します。
- ・ ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。
- ・ 環境に配慮した商品やお店を選ぶグリーンコンシューマーとなるように努めます。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、不用品のリユース、リサイクルに努めます。

■事業者の取組み

- ・ ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。
- ・ 商品の簡易包装やばら売り、量り売りなどに努めるとともに、マイバッグ運動を推進します。
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア、商店等におけるペットボトルや缶、食品トレイ等の店頭回収を推進します。
- ・ オフィス等から発生するごみの減量化やリサイクルに努めます。
- ・ リサイクルしやすい製品の開発や、原料調達、製造、流通、消費、廃棄、再資源化等の各段階を通じたライフサイクルアセスメントに取り組めます。

(2) 不法投棄防止対策の推進

<現状>

本市では、不法投棄対策として、業務委託による不法投棄監視パトロール、東広島市公衆衛生推進協議会の環境保全監視員による不法投棄パトロールの支援、環境美化強化地域の清掃、監視カメラの設置、地域清掃を行うボランティア団体等の活動支援などを行っています。

また、市民、事業者、行政が一体となって6月の第2日曜日に市内一斉清掃「きれいなまちづくりキャンペーン」を実施し、環境美化意識の高揚を図っています。

<課題>

本市の不法投棄の対応件数は、近年では1年間で約200件あり、山林や河川、道路際などで多く見られます。大規模な不法投棄は減少しておりますが、人目につかない山林や河川への不法投棄は後を絶ちません。

投棄物については、投棄者が特定できれば、警察と連携し投棄者に回収させていますが、多くは投棄者が特定できず、本市で回収・処分を行っています。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○環境美化活動の促進による不法投棄の防止

多くの市民が環境美化活動に参加することで、ごみのポイ捨てや不法投棄をしにくい清潔な環境づくりを目指します。

○不法投棄の早期発見による環境悪化の防止

不法投棄パトロールや地域清掃を実施することで、不法投棄を早期に発見し解決します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
地域清掃の支援を行った回数	383回 (令和2年度)	500回 (令和13年度)
不法投棄で回収したごみ量	100トン (令和2年度)	70トン (令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ごみの不法投棄抑止を目的として設置する、不法投棄防止啓発看板や犬のふん放置防止看板等を無料配布します。
- ・不法投棄が多い路線をパトロールし、不法投棄の未然防止及び早期対策を講じます。
- ・東広島市公衆衛生推進協議会の不法投棄防止活動の支援を行います。
- ・不法投棄が多い路線に監視カメラを設置し、抑止力の強化を行います。
- ・ボランティアで清掃を行う団体等に対し、ごみ袋の提供及びごみの回収を行い地域清掃の支援を行います。

■市民の取組み

- ・ペットのふん等は、飼い主が責任を持って始末します。
- ・ペットボトルや空き缶などは指定された回収容器に捨て、ポイ捨ては行いません。
- ・地域の清掃活動に積極的に協力します。
- ・「きれいなまちづくりキャンペーン」などの啓発運動に参加・協力します。

■事業者の取組み

- ・事業所周辺の清掃を行い地域の環境美化に取り組みます。
- ・所有地の適正管理に努め、不法投棄を防止します。
- ・「きれいなまちづくりキャンペーン」などの啓発運動に参加・協力します。

取組みの柱3：広域的・国際的取組みの展開

(1) 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

<現状>

本市は、竹原市及び大崎上島町とともに「広島中央環境衛生組合」を設立し、一般廃棄物の広域処理に取り組んでいます。

また、「太田川水質汚濁防止連絡協議会」や「江の川（上流）水質汚濁防止連絡協議会」、「棕梨ダム貯水池水質保全対策協議会」に参加し、河川の水質汚濁防止について、広域的に取り組んでいます。

さらに、「エコネットひがしひろしま（東広島市地球温暖化対策地域協議会）」を設立し、市民・団体・事業者と市が連携して、持続可能な社会を目指したまちづくりに取り組んでいます。

国際的には、ブラジル連邦共和国のマリリア市や中華人民共和国の徳陽市と親善、友好都市連携等を締結し、国際交流を行っています。また、市内にJICA中国センターが立地していることもあり、開発途上国から研修員受け入れ等、国際理解の促進に取り組んでいます。

本市には大学や研究機関が集積しており、海外からの留学生や研究者等も多く在住しており、広島県や国際協力機関等と連携し、海外からの研修生の受け入れ等を実施しています。

<課題>

循環型社会や低炭素社会実現のためには、本市単独の取組みだけでは困難であり、市内の地域間の連携とともに、近隣自治体や国際社会とのパートナーシップが欠かせません。

<市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性>

○市内における連携・協働

市内各地での個別の取組みを、地域や業種の枠組みを越えた連携・協働した取組みに拡充し、より効果的な取組みの展開を目指します。

○広島県や近隣自治体等との連携・協働

広島県や隣接市町と連携・協働した取組みにより、共有する環境の保全や環境に関する共通の課題の解決を目指します。

○国際的な連携・協働

産学官民が連携した積極的な国際協力の取組みにより、地球温暖化の防止などの地球環境問題の解決に寄与することを目指します。

各主体共通の目標

項目	現状	目標
	(令和2年度)	(令和13年度)
	(令和2年度)	(令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 市内各地や近隣自治体で環境保全活動を展開する市民団体間の交流や一体的な取組みを促進します。
- ・ 環境関連事業を展開している事業者間の自治体を越えた交流や連携した取組みを促進します。
- ・ 資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて、広島県や近隣自治体と連携・協働した取組み(ライトダウンキャンペーン、ごみ減量化キャンペーン等の啓発活動等)を推進します。
- ・ 広島県、近隣自治体、事業者と連携・協働して、二酸化炭素吸収源や水源かん養等の多様な機能を有する森林の適正な管理を促進します。
- ・ 開発途上国の都市環境問題の解決のため、研修生を受け入れ、環境保全技術支援を推進します。

■市民の取組み

- ・ 環境保全活動に積極的に参加し、交流を深めます。
- ・ 地域や地区で実践している取組みを他の地域に積極的に広げていきます。
- ・ 国内外の環境ボランティア活動などに参加します。
- ・ 環境に関する国際会議やシンポジウム等に参加します。

■事業者の取組み

- ・ 開発途上国等海外からの研修生の受け入れに協力します。
- ・ 国際的な技術協力や技術者派遣等に協力します。
- ・ 国内外の環境関連企業や団体との人材交流を行います。
- ・ 環境に関する国際会議やシンポジウム等に参加します。

3 「環境を守り・伝える心と活動を育むまち」

取組みの柱1：環境教育・環境学習の推進

(1) 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進

〈現状〉

本市では、東広島市生涯学習推進計画に基づく「東広島市生涯大学システム」や「東広島市生涯学習まちづくり出前講座」等を活用し、学校教育の場や市民等に対する環境教育・環境学習を推進してきました。

環境教育については、平成24年度(2012年度)から東広島環境フェアを開催し、市・市民・事業者が協働した環境学習の場を提供しています。さらに、平成29年度(2017年度)からひがしひろしまこどもエコ探検隊を開始し、環境に興味を持つ小学3年生から6年生を対象とした市主催の講座を展開しています。

〈課題〉

市内の小中学校において、GIGAスクール構想が進められており、既に生徒や児童には一人一台の端末が配布されています。これらに対応するため、これまでの体験型学習に加え、実際に体験することが難しい市民に対しても学習ができるよう、ICTを活用した動画配信やテキスト等のコンテンツが求められます。

一方で、環境を体で感じる機会が減ることが無いよう、エコミュージアムの概念も取り入れながら、体験型学習のメニューを揃えていく必要があります。また、講師となりうる人材を育成し、派遣する仕組みも検討する必要があります。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○あらゆる世代の環境教育・環境学習の推進

学校や家庭、事業所、地域における環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動があたりまえのこととして実践される社会の形成を目指します。

○学習環境の多様化の推進

体験型、講義参加型の学習にとどまらず、ウェブを通じた学習環境の整備を目指します。

○環境教育・環境学習に関わる人材の育成

環境教育・環境学習を支え、地域の環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
環境に関する講師を招いて実施した環境学習の授業時間数	144 時間 (令和元年度)	246 時間 (令和13年度)
環境に関する出前講座の実施回数	13 回 (令和2年度)	50 回 (令和13年度)
環境学習に関するウェブコンテンツ数	0 (令和2年度)	60% (令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・市の職員や地域の専門家など多様な人材を利用して、総合的な学習の時間、社会科、理科、家庭科等の各教科において、環境教育・環境学習を推進します。
- ・事業者や環境保全団体等と連携し、遠足や修学旅行等の校外学習を活用して、体験型環境教育（自然観察、施設見学等）を行います。
- ・人材バンクのうち環境に関するものや講習会等を活用し、環境教育・環境学習を推進します。
- ・大学や「エコネットひがしひろしま」等の環境保全団体と連携して、実践的な環境教育プログラムを作成・提供し、地域や事業所等での取組みを支援します。
- ・小学校や中学校と連携して、保護者と児童・生徒が家庭において実践できるプログラムの提供などを行います。
- ・地域センター活動等を活用した環境教育・環境学習の体制づくり（講師の派遣、学習プログラムの提供等）を支援します。
- ・市民、環境保全活動団体、事業者、学校、地域等とパートナーシップを構築し、人材の掘り起こし、育成、確保に努めます。

■市民の取組み

- ・家庭において環境問題について話し合い、家族で考えるように努めます。
- ・学校や地域での環境教育・環境学習の機会を積極的に活用し、環境に関する知識を学びます。
- ・自然観察会や市民参加型環境調査等に参加・協力します。
- ・地域センター活動やグループでの環境学習に積極的に取り組みます。
- ・地域における環境教育・環境学習の指導者を目指します。

■事業者の取組み

- ・環境関連の講習会等を積極的に活用し、社内における環境教育に取り組みます。
- ・事業者のノウハウや技術を活かして、環境教育・環境学習の場や機会、人材派遣、技術的支援等に努めます。

取組みの柱2：環境情報の充実

(1) 環境情報の充実

〈現状〉

本市の大気環境、水環境などの環境情報は、東広島市の環境（環境白書）に取りまとめ、市内の図書館に設置するほか、市のホームページに掲載しています。その他、環境活動や各種環境講座の募集は、広報東広島や東広島市市民ポータルサイトを通して発信しています。

また、最近のICTの発達により、環境情報をはじめ、様々な情報はウェブ上で入手できるようになっています。特に、市内の小中学校に通う全ての児童・生徒にはタブレットが配布されており、自らウェブ上から情報が入手できる環境が整っています。

〈課題〉

今後も、あらゆる主体が手軽に環境に関する情報を収集・共有できる仕組みや、わかりやすく提供・発信できる仕組みづくりなど、環境情報の共有・発信に対する取組みの充実が求められます。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○環境情報の収集・共有

東広島市の環境に関する情報はもとより、国内外の環境情報など、環境保全活動等の参考となる各種環境情報を収集し、子供から大人まで誰もが情報を共有できるような社会を目指します。

○環境情報の発信・交流

一方通行の情報提供ではなく、互いに情報を発信し、自由にやりとりができる、双方向型の環境情報社会を目指します。

○環境情報の提供

環境白書に掲載している市が測定する大気環境や公共用水域の水質データ等について、オープンデータ化を図ります。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
東広島市市民活動情報サイト すきかも 登録団体数	186 団体 (令和3年度)	200 団体 (令和13年度)
(仮) オープンデータ化	(令和2年度)	(令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 広島県や大学、「エコネットひがしひろしま」等の環境保全団体、市民、事業者等と連携し、最新の環境情報の継続的な収集・共有を図ります。
- ・ 優れた環境保全活動に関する事例を市のホームページ等を通じて紹介します。
- ・ 市や市民、環境保全団体、事業者等の環境に関する取組みを公表し交流する機会（環境活動報告・交流会等）の提供に努めます。

■市民の取組み

- ・ 市や環境保全団体、事業者等のホームページなどを活用して、環境情報の収集・共有に努めます。
- ・ 自らの活動の情報を積極的に公表・発信します。

■事業者の取組み

- ・ 市や環境保全団体、事業者等のホームページなどを活用して、環境情報の収集・共有に努めます。
- ・ 自らの環境活動を環境報告書として、ホームページ等で公表します。
- ・ 製品やサービスに関する環境情報等を積極的に提供します。

取組みの柱3：市民・事業者等の環境保全活動の促進

(1) 市民・事業者等の環境保全活動の促進

〈現状〉

市民や事業者、環境団体等により、地球温暖化防止活動、ごみ減量化・リサイクル活動、環境美化活動や自然環境保全などの様々な環境保全活動が展開されています。エコネットひがしひろしまは、これら活動主体を有機的に結び付けるネットワーク組織として、ひがしひろしま環境フェアやライトダウンキャンペーンなど個々の活動主体の力を活かした事業を展開しています。市内で行われている先進的な環境活動は、平成25年(2013年)以降、東広島市の環境活動事例集として毎年とりまとめ、公表しています。

また、平成25年(2013年)以降、小学校区単位で設立された自治組織である住民自治協議会の中には、環境美化に関する部会を設置するものもあり、住民が主体となった環境保全活動も行われるようになりました。

〈課題〉

事業者や環境団体等を対象にしたヒアリングでは、活動するうえの課題として、参加者の固定化や参加人数の伸び悩み、スタッフの不足、他の団体との連携の充実等が課題としてあげられています。

一方で、「環境保全活動に参加したいが、参加方法が分からない」、「環境活動を行いたい、どのように企画してよいか分からない」といった意見が聞かれます。

本市は、学生をはじめとした市外からの転入者も多いことから、環境保全活動を促進するには、誰ひとり取り残さず、開催案内などの情報を入手しやすい仕組みを構築する必要があります。そして、各活動主体は、市民に広く門戸を開き、気軽に楽しく継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を図ることが求められます。

〈市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性〉

○環境保全活動への参加促進の仕組みづくり

気軽に楽しく、継続的に環境保全活動に参加できるような仕組みやプログラムの充実を目指します。

○環境保全活動への支援

環境保全活動の立ち上げや、活動への支援の充実を目指します。

〈各主体共通の目標〉

項目	現状	目標
	(令和2年度)	(令和13年度)
	(令和2年度)	(令和13年度)
	(令和2年度)	(令和13年度)

〈各主体の主な取組み〉

■市の取組み

- ・ 「エコネットひがしひろしま」等と連携し、家庭や地域、事業者の取組みを促進、支援するための仕組みづくりを検討します。
- ・ 市・市民・事業者が協働・連携した環境保全活動のシンボリックな活動となる、モデルプロジェクトを推進します。
- ・ 環境学習、環境活動コーディネーター等の知識を持った人材の紹介等を行う仕組みを検討します。
- ・ 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 等）の導入を促進するための仕組みづくりを検討します。

■市民の取組み

- ・ 市や環境保全団体等が主催する環境保全活動に参加します。
- ・ 地域での環境保全活動に理解・関心を深め、積極的に参加するとともに、より多くの人に参加を呼びかけます。
- ・ 地域における自主的な活動グループづくりに努めます。
- ・ 専門的な知識や技術をもっている市民は、環境に関する講習会等を開催し、地域のリーダーとして積極的に取り組みます。
- ・ 住民自治協議会では、環境部会等で環境保全活動に取り組みます。

■事業者の取組み

- ・ 地域住民の一員として市民、環境保全団体と連携、協力した活動に取り組みます。
- ・ 専門的な分野においては、人材派遣や技術提供などの支援を行います。
- ・ 同業種、異業種間での環境保全活動の取組みなどを検討します。
- ・ 財産区有林や遊休農地などを市民等の自主的な環境保全活動や体験活動のフィールドとして提供します。

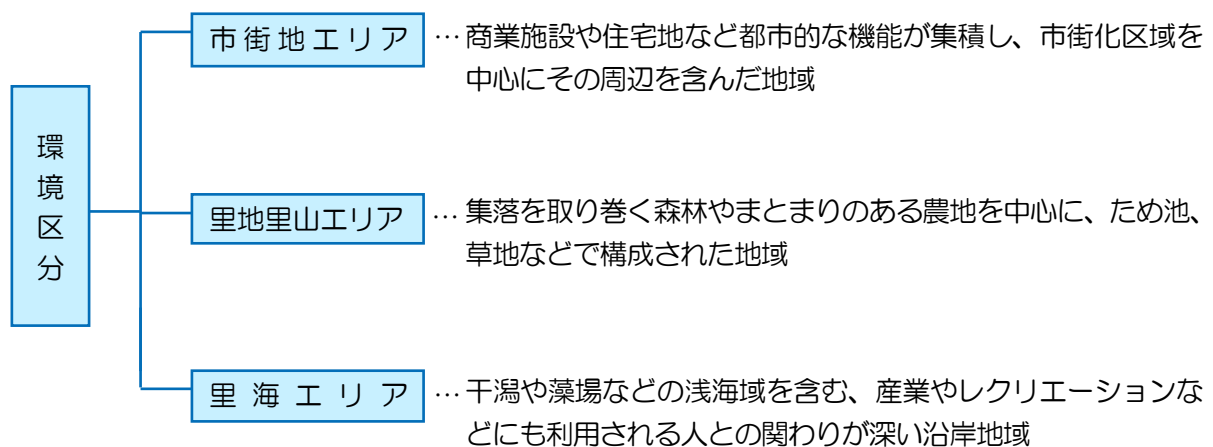
第4節 環境区分別配慮指針

前節までは、望ましい環境像の実現に向けた各主体の取組みや、それを促進するための方策を示しました。本節では、市域に共通した環境区分ごとに、現在の環境特性や課題に対して、それぞれの環境を保全し、より良くしていくために求められる基本的な事項をそれぞれの環境区分別配慮指針として整理しました。

環境区分別配慮指針は、市・市民・事業者がそれぞれの地域における環境保全を考えるときの共通認識として示すもので、自ら行動する上での基準となるものです。

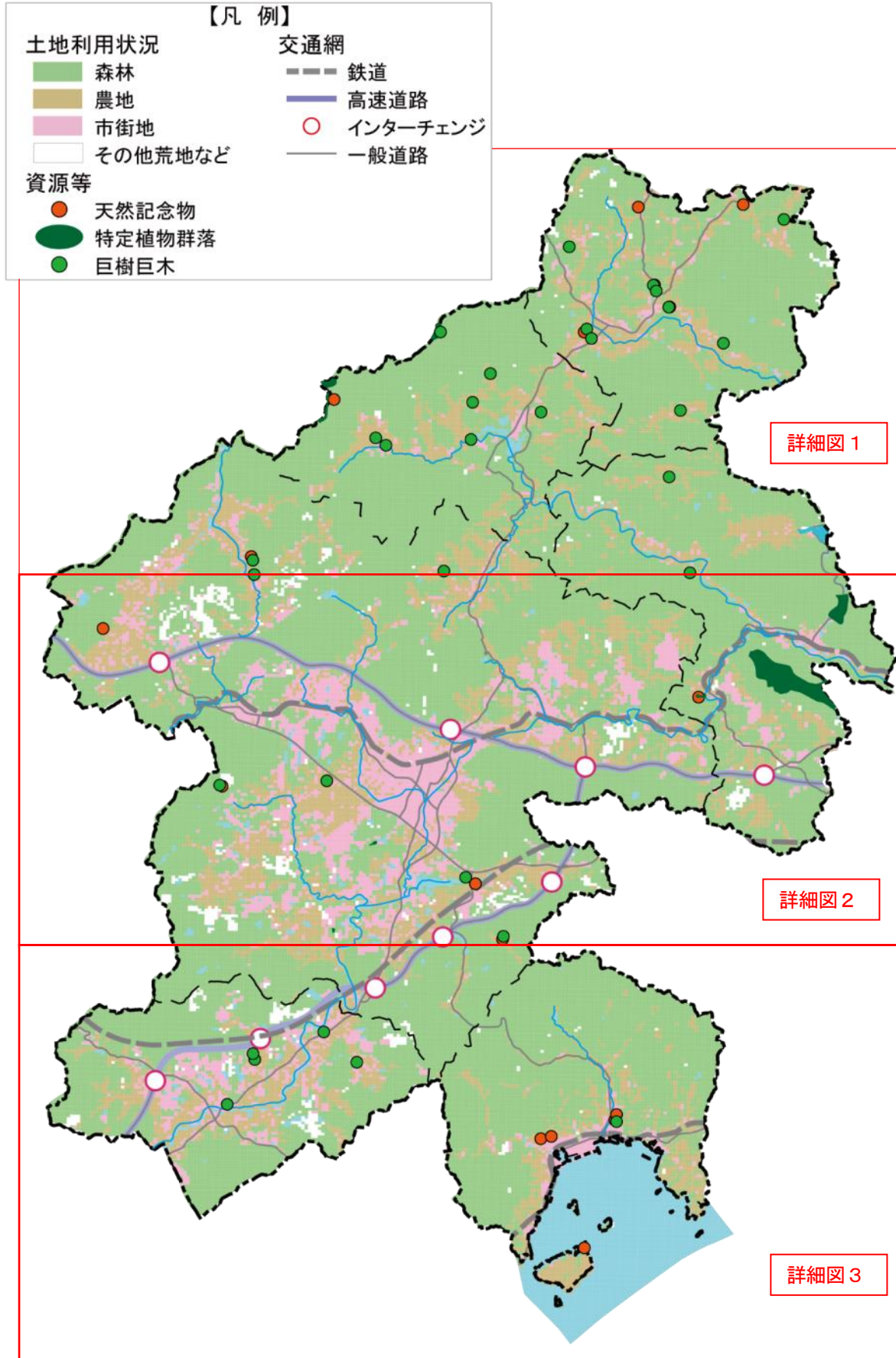
本市の環境の特徴を、似かよった地形や土地利用などから環境区分として大まかに分けると、「市街地エリア」、「里地里山エリア」、「沿岸エリア」の3つのエリアに整理されます。

環境区分別配慮指針は、この3つのエリアごとに環境の保全や向上のために求められる基本的な事項についてまとめたものです。



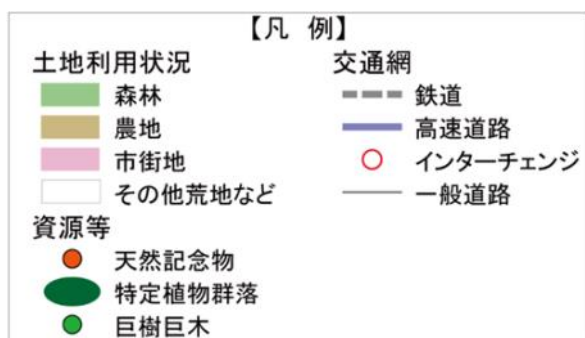
なお、一部には小規模な森林や農地、宅地、商業地等が混在している地域もみられます。これらの地域の環境は、市街地エリアの環境に近い地域や農地エリアの環境に近い地域、森林エリアの環境に近い地域など、場所によって様々です。そのため、将来のまちづくりの動向などを勘案しつつ、現状の環境に近い環境区分に応じた配慮が求められます。

土地利用状況図（案）

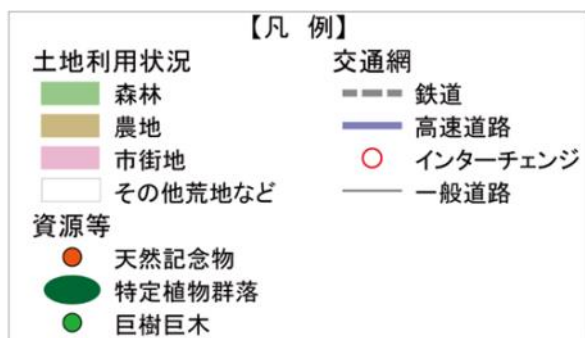


※天然記念物のうちオオサンショウウオ及びアキサンショウウオは市域全域での指定

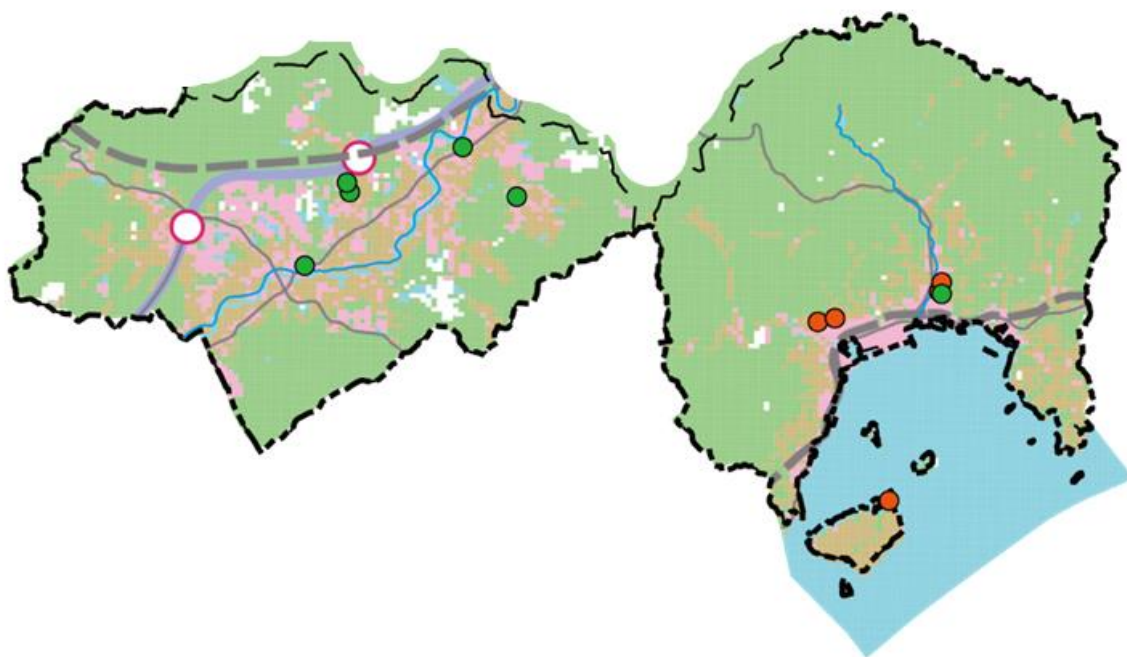
詳細図1 (福富町・豊栄町・河内町)



詳細図2 (西条町・八本松町・志和町・高屋町)



詳細図3 (黒瀬町・安芸津町)



【凡例】	
土地利用状況	交通網
■ 森林	--- 鉄道
■ 農地	— 高速道路
■ 市街地	○ インターチェンジ
□ その他荒地など	— 一般道路
資源等	
● 天然記念物	
● 特定植物群落	
● 巨樹巨木	

市街地エリア

市街地エリアは、商業施設や住宅地など都市的な機能が集積した地域です。主に市街化区域を中心とした地域ですが、周辺の環境や立地によって、その環境は様々です。

本市の市街地エリアは、主に西条駅など鉄道の駅周辺に形成され、交通の結節点としての利便性を活かしたまちづくりが進められています。また、市街地エリアには白市地区や酒蔵通りをはじめとする歴史的な町並みや、小規模な農地、ため池などもみられます。

その一方で、都市基盤の整備に伴う人口の増加や市街化の進行が顕著な地区等では、緑の減少、様々な規模、形状、色彩の建築物や屋外広告物等による景観の悪化、自動車利用の増加による二酸化炭素排出量や騒音の増加などが懸念されます。

市街地エリアの配慮指針

- ・ 市街地としてふさわしい緑豊かな町並みとなるよう、公園の整備や施設の緑化等に努める。
- ・ 市街地内の緑や河川の保全、また必要に応じてため池などを保全し、都市部における生態系ネットワークの形成に努める。
- ・ できる限り公共交通機関や自転車、徒歩等による移動を心がけ、二酸化炭素排出量の低減などに努める。
- ・ 良好な景観の保全・形成のため、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮する。

里地里山エリア

里地里山エリアは、農業を支える重要な場であるとともに、多様な環境調節機能や景観形成機能を有しています。例えば、西条地域や八本松地域の南部、黒瀬地域、志和地域などにみられる里地里山エリアは、本市における主要な農業生産の場としてだけでなく、都市近郊における貴重な緑として、身近な生き物の生息の場や人々に潤いを与える役割を担っています。しかし、農家の高齢化や後継者不足などから、耕作放棄地の増加などによる農地エリアの荒廃がみられ、市街地の拡大による農地の減少もみられます。

また、森林は長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成された二次林で構成される地域です。森林は、多様な生き物の生息環境であるとともに、水源かん養機能や災害の防止機能など多様な環境調節機能を有しています。特に、本市は流れる多くの河川の水源地ともなっており、良好な水質を保全する上で重要な環境です。しかし、森林所有者や農家等の高齢化や担い手不足などから、管理不足による荒廃がみられます。森林の荒廃は、獣害の増加や水源かん養機能の低下などにもつながり、森林に連なる農地や、さらには下流域の環境悪化をもたらすことが懸念されます。

里地里山エリアの配慮指針

- ・ 新たな就農者の育成等による農地を農地として持続的に活用する仕組みづくりに努める。
- ・ 耕作放棄地の解消や農地の適正な維持管理を地域ぐるみで支える取組みを促進する。
- ・ 減農薬、減化学肥料や家畜糞尿の堆肥化など環境保全型農業の推進に努める。
- ・ 広がりのある田園景観と調和するよう、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮する。
- ・ 森林の管理不足を解消するための人材の育成、多様な主体が森林保全に参加できる仕組みづくりや活動の場づくりに努める。
- ・ 林地残材のバイオマス資源としての活用を促進する。
- ・ 二酸化炭素の吸収源となり、水源の森ともなる森林の保全に、地域ぐるみで参加する。
- ・ 獣害を未然に防止する観点から、シカやイノシシ等の生息地との緩衝地帯となる森林の適正管理に努める。
- ・ のどかな森林の景観と調和するよう、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮する。

沿岸エリア

沿岸エリアは、複雑で変化に富んだ海岸、その前面に位置する干潟や藻場などの浅海域を含む、産業やレクリエーションなどにも利用される人との関わりが深い地域であり、豊かな生物多様性を有しています。

三津湾の沿岸海域は、大芝島や龍王島、藍之島など大小の島々が織りなす瀬戸内海の風光明媚な多島美の景観が人々に親しまれ、また、古くからカキ養殖が盛んに行われるなど、人の暮らしと強いつながりのある地域です。

しかし、水温の上昇などによる水産資源の減少などがみられます。

沿岸エリアの環境を保全し持続的に活用するためには、市街地や集落、農地だけではなく後背地の森林や海域に流入する河川などの環境も含めて考えることが必要です。

沿岸エリアの配慮指針

- ・ 沿岸エリアの開発等においては、干潟の直接的な改変を伴わないよう十分配慮するとともに、潮流の変化や河川からの土砂供給の減少など間接的な影響が干潟に及ばないように配慮する。
- ・ 海への影響を認識し、家庭や事業所等からの排水には十分配慮する。
- ・ 海岸や干潟の清掃活動や不法投棄ごみの回収など、沿岸エリアの環境を保全する取組みを促進する。
- ・ 水源となる森林の適切な管理など、流域としてのまとまりを意識した取組みの仕組みづくりに努める。
- ・ 瀬戸内海の多島美景観への眺望と調和するよう、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮する。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画は、市・市民・事業者の各主体それぞれが自主的に取組みを進めながら、連携・協働のもとに推進していく計画です。

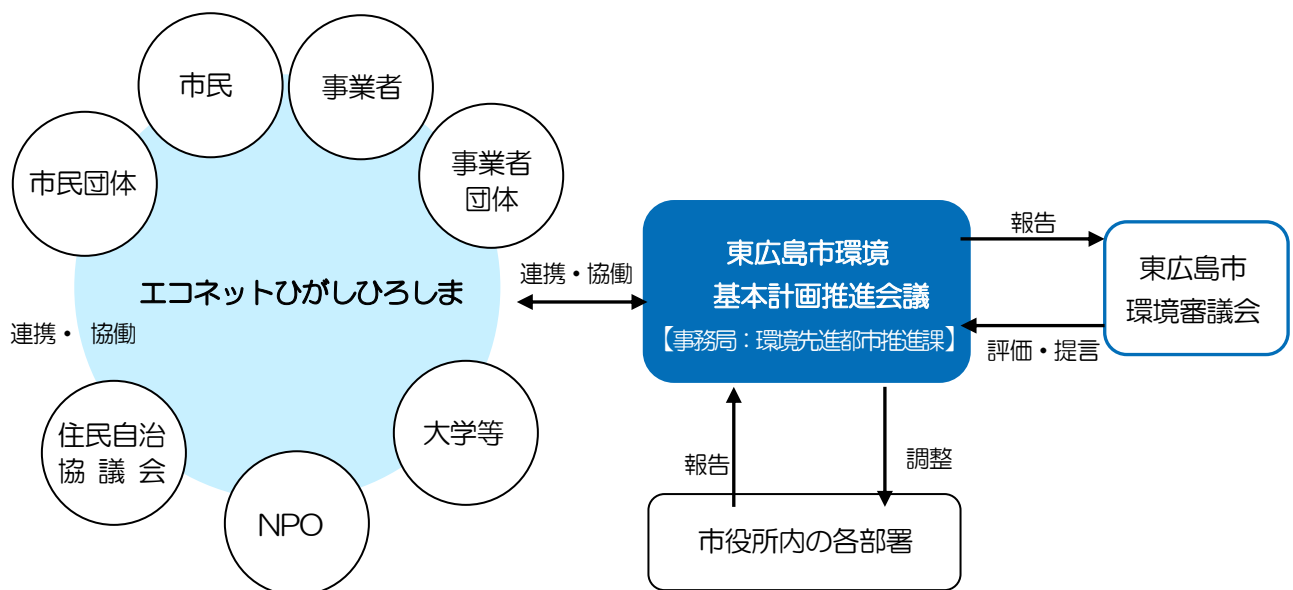
そこで、本計画の推進にあたっては、既に多くの市民や環境保全団体、事業者等が参加し、市とともに活動を開始している「エコネットひがしひろしま」の枠組みを活用し、市民や事業者等の取組みの推進や進行管理を担う場として位置づけます。

また、小学校区を1つの単位とした地域に設置される「住民自治協議会」の「環境部会」等において、住民、各種団体、事業者などの地域に関わりの深い人々の連携と協働により、地域の実情に応じたきめの細かい取組みを促進していきます。

「東広島市環境審議会」では、専門的な視点から計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。

市においては、環境対策課を事務局とした市役所内の横断的組織として「東広島市環境基本計画推進会議」を設置し、市役所内の各部署間の調整を図り、市の取組みを総合的に推進します。「(仮称)東広島市環境基本計画推進会議」では、市役所内の各部署が実施する施策や事業について、自己評価を報告し、次年度の施策に反映していきます。

計画の推進体制イメージ

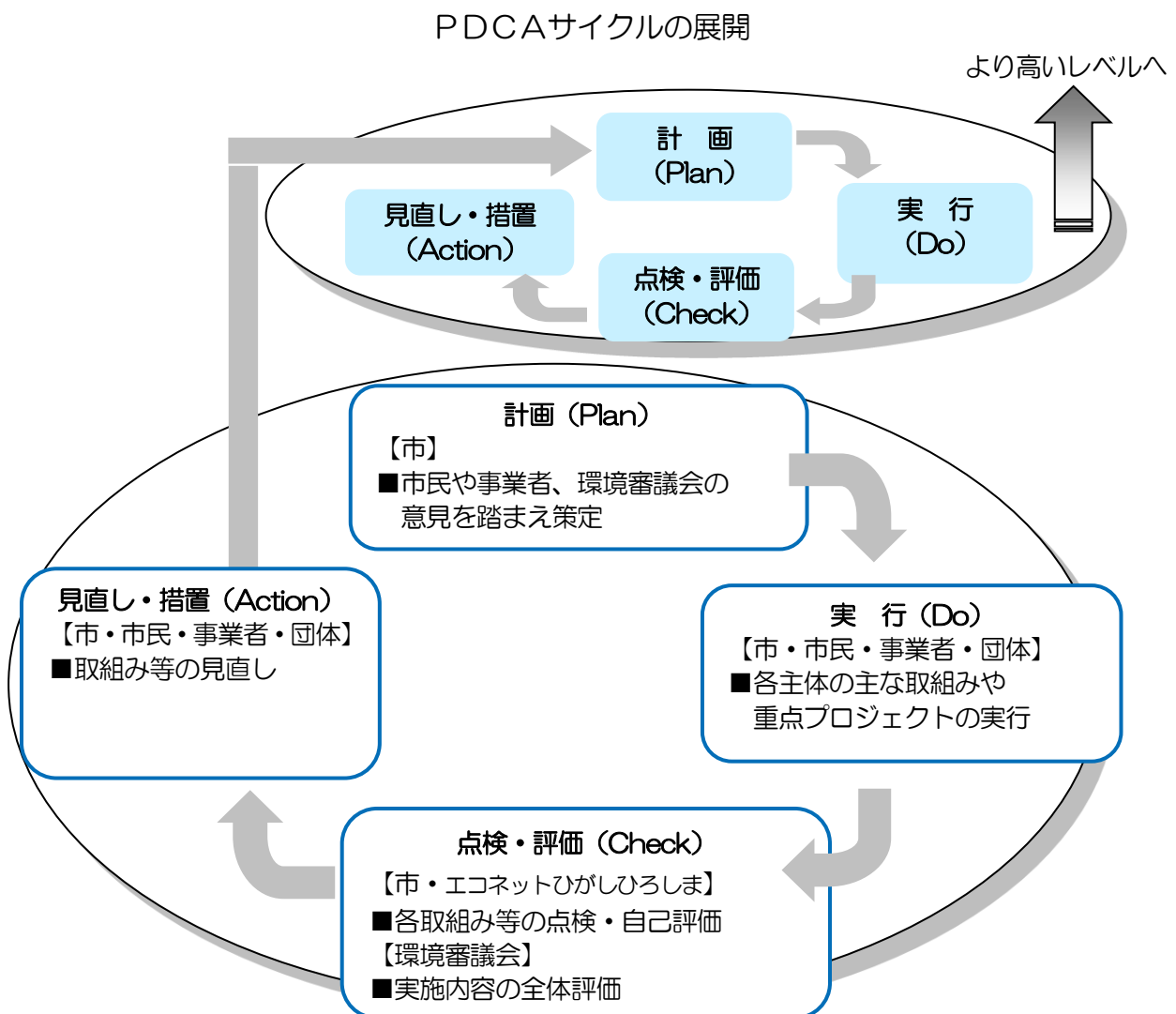


第2節 計画の進行管理

本計画を実効性の高い計画としていくためには、各主体の取組みを着実に実践し、それぞれの取組みの実施状況を定期的に把握し、その効果（目標の達成状況）を点検・評価し、さらに次の取組みへとつなげていくための、進行管理の仕組みを整えることが重要となります。

1 進行管理の考え方

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方である「①計画 (Plan)」、「②実行 (Do)」、「③点検・評価 (Check)」、「④見直し・措置 (Action)」の4つのステップを繰り返し行う「PDCAサイクル」を基本とします。



2 進行管理の手順

本計画の進行管理は以下の手順で実施します。

①取組みの点検・自己評価

- ・ 市及びエコネットひがしひろしまは、それぞれの取組み状況について、自ら点検・自己評価を行います。
- ・ 目標達成状況の毎年の評価は、各主体共通の目標で示した評価項目を用いて評価します。
- ・ 市民の環境に対する満足度や取組みの進展を総合的に評価するために、本計画策定のために実施したアンケート調査と同様の調査を3年に一度実施します。

②東広島市環境審議会の開催

- ・ 点検・自己評価結果を、東広島市環境審議会に報告します。
- ・ 東広島市環境審議会は、審議会委員の専門分野の視点（学術的な視点や各委員の活動等の実績等）からの全体評価・提言を行います。

③年次報告書「東広島市の環境」のとりまとめ・公表

- ・ 点検・評価結果と環境審議会からの提言を年次報告書「東広島市の環境」としてとりまとめ、市やエコネットひがしひろしまのホームページなどを通じて広く公表します。

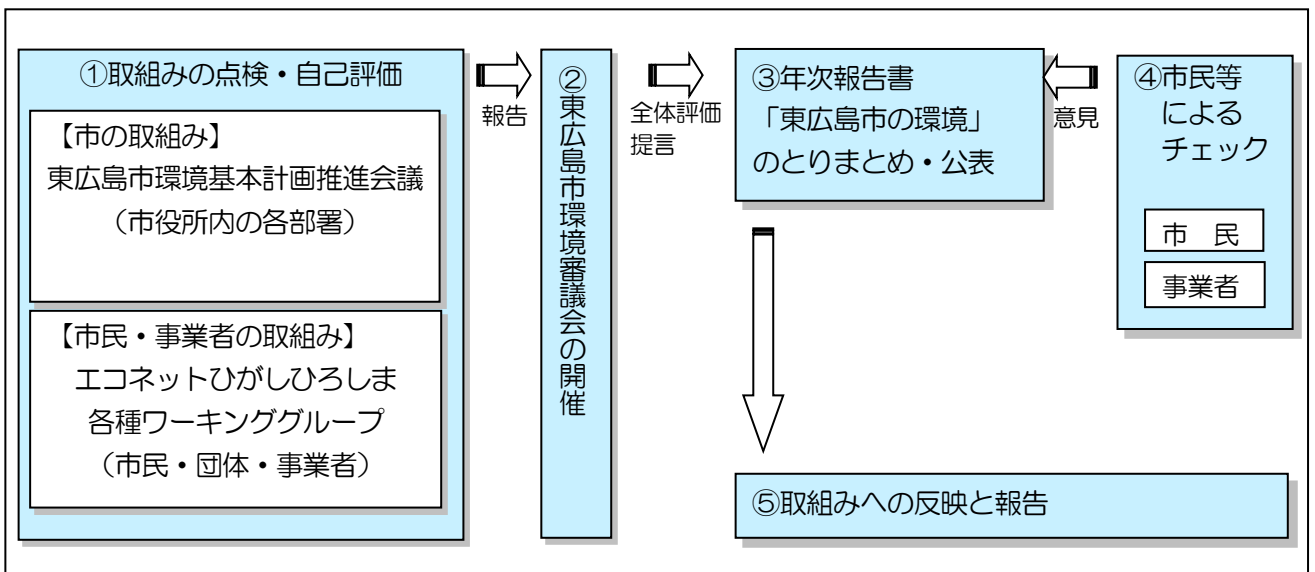
④市民等によるチェック

- ・ 年次報告書に対する意見を、市民や事業者から募集します。

⑤取組みへの反映と報告

- ・ 意見への対応方針を検討し、以後の取組みに反映します。
- ・ 対応方針が「どのように反映されたか」を翌年度の年次報告書で公表します。

進行管理の手順



3 指標による進行管理の実施

第4章で示した、各主体共通の目標を達成するために、各主体の取組みが正しい方向に向かっているかを判断する材料として、指標を設定し、市やエコネットひがしひろしまが主体となって進行管理を行います。

進行管理に用いる指標としては、各主体共通の目標で示した評価項目を用います。

なお、本計画は、市の様々な個別計画の環境的な側面を包括する性格のものであることから、評価にあたっては、各種計画の進行管理に伴い用いられるデータ等を活用します。

また、この他に環境を客観的に評価するために、適切なデータ（例：河川の生物化学的酸素要求量（BOD）等）やアンケート調査から得られる情報を使用することとします。